

(証券コード：5101)

2024年3月7日

(電子提供措置の開始日 2024年2月29日)

株 主 各 位

神奈川県平塚市追分2番1号

横 浜 ゴ ム 株 式 会 社

代表取締役社長 山 石 昌 孝

第148回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第148回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の URL にアクセスのうえご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.y-yokohama.com/ir/information/notify/>



電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、銘柄名（会社名）またはコードを入力・検索し、基本情報、縦覧書類/PR情報を選択のうえ、株主総会招集通知の情報を閲覧ください。

東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合には、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後記4.の「議決権の行使についてのご案内」をご参照のうえ、2024年3月27日(水曜日)午後6時までには議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月28日(木曜日)午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 神奈川県平塚市追分2番1号
当社本社・平塚製造所 新食堂棟・会議棟 3階ホール

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第148期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第148期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)計算書類の内容報告の件
- 決議事項**(株主総会参考書類は、5頁以降に記載しております。)
- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名選任の件
- 第3号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年3月27日（水曜日）午後6時までには到着するようご返送ください。
- (2) インターネット等による議決権行使の場合
インターネット等により議決権を行使される場合には、次頁に記載の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、2024年3月27日（水曜日）午後6時までに行使してください。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以上

- ~~~~~
- ◎ 当日株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 円滑な議事進行とするうえで、株主様からの質問数に制限をさせていただく場合がございますのでご了承くださいませようお願い申し上げます。
 - ◎ 当社は、法令および定款第18条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主に交付する書面には記載しておりません。従いまして、電子提供措置事項記載書面に記載の内容は、監査等委員会が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - ① 連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」よって、ご送付している書面の頁番号、項番、参照頁の記載は電子提供措置事項と同一となっております。一部のページが抜けていますのでご了承ください。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきま
すよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご
利用いただくことよってのみ可能です。
議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>
ウェブ行使
- (2) スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された
「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否を
ご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2024年3月27日（水曜日）午後6時までとなっておりますので、
お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等
によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によ
って複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取
扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続
料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報で
す。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希
望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) **本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問
い合わせください。**

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) **その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。**

- ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引口座を開設されている証券会社
- イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行 証券代行事務センター

【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

5. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行
使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を図りつつ、配当につきましては、安定した配当を継続することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当社の財務状況および当期の連結業績を踏まえ1株につき17円増配することとし、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金50円

この場合の配当総額は、8,037,388,550円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年3月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（11名）が任期満了となります。つきましては、取締役10名（うち、社外取締役4名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p>やま いし まさ たか 山 石 昌 孝 (1962年6月5日生)</p> <p style="text-align: center;">[男性]</p>	<p>1986年4月 当社入社 2007年6月 当社MD推進室長 2008年11月 当社GD100推進室長 2010年1月 当社秘書室長 2012年1月 ヨコハマヨーロッパ GmbH代表取締役社長 2013年10月 当社経営企画室長 兼(株)アクティ代表取締役 社長 2014年3月 当社執行役員 2015年3月 当社取締役 執行役員 兼ヨコハマ・モータース ポーツ・インターナシヨ ナル(株)代表取締役社長 2016年7月 当社取締役 常務執行役員 2017年3月 当社代表取締役社長 (現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況) タイヤ公正取引協議会会長 一般社団法人日本自動車タイヤ協会会長</p>	173,577株
	<p>取締役候補者とした理由</p>	<p>山石昌孝氏は、2015年に当社取締役に、2017年には当社代表取締役社長に就任し、精力的に当社グループの成長のために業務執行して参りました。2016年のAlliance Tire Group および 2023年のTrelleborg Wheel Systems Holding ABの完全子会社化など、豊富な知識と経験を有し、当社経営の監督を適切に行うことができると判断し、引き続き取締役候補者となりました。</p>	

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
2	せい みや しん じ 清 宮 眞 二 (1964年12月20日生) 男性	1989年4月 当社入社 2012年4月 当社タイヤ技術管理部長 2014年10月 当社タイヤ第一設計部長 2017年3月 当社タイヤ消費財開発本 部長代理 兼タイヤ第二設計部長 2018年3月 当社理事タイヤ消費財開 発本部長代理 兼タイヤ第二設計部長 2019年3月 当社執行役員タイヤ製品 開発本部長 兼タイヤ第一設計部長 2021年3月 当社執行役員技術統括補 佐 2022年3月 当社取締役 執行役員 2023年3月 当社取締役 常務執行役 員 (現在に至る)	24,140株
	取締役候補者とした理由	清宮眞二氏は、2022年に当社取締役に就任し、現在は技術・生産統括およびIT企画本部担当を務めております。当社のタイヤ技術部門および製品開発部門において豊富な経験と知識を有しており、その経験および見識は当社経営の監督を適切に行うことができると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。	

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3	ニ テ ィ ン マ ン ト リ Nitin Mantri (1970年3月29日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">男性</div>	2001年3月 The Boston Consulting Group入社 2003年8月 Cummins Inc.入社 2012年6月 Cummins Fuel Systems、President 2017年2月 ATC Tires Private Limited 入社 2017年5月 同社取締役CEO 2018年3月 当社執行役員 2019年10月 Yokohama India Private Limited 取締役会長 (現在に至る) 2020年3月 当社取締役 執行役員 2021年3月 ヨコハマ・オフハイウェイタイヤ(株)代表取締役 (現在に至る) 2022年3月 当社取締役 常務執行役員 (現在に至る) 2023年3月 Yokohama Tyre Vietnam Inc.取締役会長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) ヨコハマ・オフハイウェイタイヤ(株)代表取締役CEO Yokohama India Private Limited 取締役会長 Yokohama Tyre Vietnam Inc.取締役会長	14,356株
	取締役候補者とした理由	Nitin Mantri氏は、2020年に当社取締役に就任し、現在はOHT事業部長、ヨコハマ・オフハイウェイタイヤ(株)代表取締役CEO、Yokohama India Private Limited 取締役会長、Yokohama Tyre Vietnam Inc. 取締役会長およびYokohama Europe GmbH 担当を務めております。海外の事業運営における豊富な経験と知識を有し、当社経営の監督を適切に行うことができると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。	

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
4	みやもと ちあき 宮 本 知 昭 (1966年9月23日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">男性</div>	1990年4月 当社入社 2013年4月 ヨコハマ・モータースポ ーツ・インターナシヨナ ル(株)専務取締役 2015年4月 当社タイヤ国内REP営業 企画部長 2015年7月 (株)ヨコハマタイヤジャパ ン取締役(現在に至る) 2018年3月 当社理事タイヤ国内REP 営業本部長代理兼タイヤ 国内REP営業企画部長 2018年8月 当社理事タイヤ国内リプ レイス営業本部長代理兼 タイヤ国内リプレイス営 業企画部長 2019年3月 当社執行役員タイヤ国内 リプレイス営業本部長 2022年3月 当社常務執行役員タイヤ 国内リプレイス営業本部 長(現在に至る) 2023年3月 当社取締役 常務執行役 員(現在に至る)	11,271株
	取締役候補者とした理由	宮本知昭氏は、2023年に当社取締役现就任し、現在はタイヤ国内リプレイス営業本部長、タイヤ消費財製品企画本部長、経営管理本部長、平塚製造所長および(株)ヨコハマタイヤジャパン取締役を務めております。当社の国内タイヤ販売部門において豊富な経験と知識を有しており、その経験および見識は当社経営の監督を適切に行うことができると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。	

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
5	なか むら よし くに 中 村 善 州 (1967年5月8日生) [男性]	1991年4月 当社入社 2013年7月 (株)ヨコハマタイヤジャパ ン執行役員首都圏営業本 部長兼東京カンパニー社 長 2015年4月 当社タイヤ海外営業部長 兼Yokohama Tire Korea Co., LTD.取締役社長 2017年3月 当社タイヤ海外営業企画 部長 2018年3月 当社理事タイヤ海外営業 本部長代理兼タイヤ海外 営業企画部長兼ヨコハマ ・アジア取締役社長 2019年3月 当社理事タイヤ海外営業 本部長兼ヨコハマ・アジ ア取締役社長 2019年10月 当社執行役員タイヤ海外 営業本部長兼ヨコハマ・ アジア取締役社長 2022年3月 当社常務執行役員タイヤ 海外営業本部長兼ヨコハ マ・アジア取締役会長 2023年3月 当社取締役 常務執行役 員 (現在に至る)	12,071株
	取締役候補者とした理由	中村善州氏は、2023年に当社取締役就任し、現在はタイヤ企画本部長、タイヤ海外営業本部担当、CSR本部担当およびタイヤ物流本部担当を務めております。当社のタイヤ海外営業部門において豊富な経験と知識を有しており、その経験および見識は当社経営の監督を適切に行うことができると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。	

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	ゆう き まさ ひろ 結 城 正 博 (1968年10月11日生) [男性]	1991年4月 当社入社 2012年1月 当社秘書室長 2013年9月 Yokohama Tire Philippines, Inc. 取締役副社長兼 Yokohama Tire Sales Philippines, Inc. 取締役 社長 2015年4月 当社タイヤ海外営業企画 部長 2016年10月 当社タイヤ企画部長兼タ イヤ海外営業企画部長 2017年3月 当社タイヤ企画部長 2018年3月 当社理事タイヤ企画本部 長代理兼タイヤ企画部長 2019年3月 当社執行役員タイヤ企画 本部長兼タイヤ企画部長 2020年3月 当社執行役員Yokohama Rubber(China)Co.,Ltd. 取締役会長(現在に至 る) 2023年3月 当社取締役 執行役員 (現在に至る) 2023年6月 神奈川中央交通(株)社外取 締役(現在に至る) (重要な兼職の状況) Yokohama Rubber (China) Co., Ltd.取締役会長	9,466株
	取締役候補者とした理由	結城正博氏は、2023年に当社取締役现就任し、現在は経 理部担当、品質保証本部担当およびYokohama Rubber (China) Co., Ltd.取締役会長を務めております。当社の企 画部門および海外のタイヤ営業部門において豊富な経験と 知識を有しており、その経験および見識は当社経営の監督 を適切に行うことができると判断し、引き続き取締役候補 者となりました。	

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	<p>おか だ ひで いち 岡 田 秀 一 (1951年10月15日生)</p> <p><input type="checkbox"/>社外 <input type="checkbox"/>独立役員</p> <p><input type="checkbox"/>男性</p>	<p>1976年4月 通商産業省入省 1981年5月 ハーバード大学 ロースクール修了 2001年4月 内閣総理大臣秘書官 2008年8月 通商政策局長 2010年7月 経済産業審議官 2012年9月 退官 2013年1月 (株)NTTデータ経営研究所 顧問 2013年3月 当社取締役（現在に至る） 2014年7月 日本電気(株)執行役員副社長 2016年6月 石油資源開発(株)代表取締役社長 兼日本海洋石油資源開発 (株)代表取締役社長 兼(株)ジャペックスグラフ 代表取締役社長 2017年8月 ジャペックスモントニー 社会長 2019年10月 石油資源開発(株)特別顧問 (現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況) 石油資源開発(株)特別顧問</p>	-株
	<p>取締役候補者とした理由 及び期待される役割</p>	<p>岡田秀一氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。経済・社会など企業経営を取り巻く事象に関する深い見識に基づき、国際的な視点から、積極的な意見表明や提言をいただいております。省庁における豊富な経験や石油資源開発(株)等における企業経営にかかる見識を当社の経営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者としました。</p>	

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	し みず めぐみ 清 水 恵 (1968年7月22日生) 社外 独立役員 女性	1993年3月 司法研修所修了 1993年4月 西村眞田法律事務所入所 (～1995年3月) 1999年4月 西村総合法律事務所再入 所 2004年1月 西村ときわ法律事務所 (現西村あさひ法律事務 所・外国法共同事業)パ ートナー (現在に至る) 2005年6月 ハーバード大学ロースク ール卒業 (LL.M.) 2005年9月 Paul, Weiss, Rifkind, Wharton & Garrison LLP (New York) にて執務 (～2006年3月) 2015年12月 (株)EduLab 社外監査役 2018年3月 当社監査役 2022年12月 (株)EduLab 社外取締役監 査等委員 (現在に至る) 2023年3月 当社取締役 (現在に至 る) (重要な兼職の状況) 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士	一株
	取締役候補者とした理由 及び期待される役割	清水 恵氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時 をもって1年となります。長年にわたり弁護士として活動 を行ってきており、現在は、日本を代表する大手法律事務 所においてパートナー弁護士として活躍されており、同氏 の法律の専門家としての豊富な知見や見識を当社の経営に 活かしていただけるものと判断し、引き続き社外取締役候 補者としました。なお、同氏は2018年3月から5年の間 当社監査役を務めておりました。	

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
9	ふる かわ じゅん いち 古 河 潤 一 (1968年3月27日生) <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立役員 <input type="checkbox"/> 男性	1990年4月 朝日生命保険相互会社入 社 2007年4月 朝日ライフアセットマネ ジメント(株)出向 企画総 務部長 2008年8月 古河林業(株)山林事業本部 長 2009年10月 同社常務取締役兼山林事 業本部長 2010年4月 同社代表取締役社長 (現 在に至る) 2015年6月 白銅(株)社外取締役 (現在 に至る) 2019年6月 中央不動産(株) (現中央日 本土地建物(株)) 社外取締 役 (現在に至る) 2020年4月 中央日本土地建物グルー プ(株)社外取締役 (現在に 至る) 2023年3月 当社取締役 (現在に至 る) (重要な兼職の状況) 古河林業(株)代表取締役社長	1,500株
	取締役候補者とした理由 及び期待される役割	古河潤一氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時 をもって1年となります。豊富な企業経営の経験および幅 広い見識等を有する経営者であり、財務・会計に関する知 見やバランス感覚を活かしたこれらの豊富な見識を当社の 経営に反映していただけるものと判断し、引き続き社外取 締役候補者となりました。	

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
10	たか だ ひさ こ 高 田 寿 子 (1970年7月10日生) <input type="checkbox"/> 新任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立役員 <input type="checkbox"/> 女性	1993年3月 ゴールドマン・サックス 証券会社入社 1998年8月 ソニー(株)入社 2000年8月 UBS証券会社入社 2005年12月 GCA(株)(現フリーハン・ ローキー(株)入社 2014年4月 オムロン(株)入社 2021年3月 同社CEO室長(現在に至 る) 2021年4月 同社執行役員(現在に至 る) (重要な兼職の状況) オムロン(株)執行役員CEO室長	-株
	取締役候補者とした理由 及び期待される役割	高田寿子氏は、国内外の企業での勤務経験が豊富であり、 現在はオムロン(株)の執行役員であります。M&A含む経営戦 略の知識・経験を、当社の経営に反映していただけるもの と判断し、新たに社外取締役候補者となりました。	

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 担当等は事業報告の「取締役の氏名等」欄に記載のとおりです。
3. 岡田秀一氏、清水 恵氏、古河潤一氏および高田寿子氏は社外取締役候補者であります。
4. 清水 恵氏が社外監査役（現在は取締役監査等委員）を務めていた(株)EduLabにおいて、2021年8月以降、特別調査委員会が設置され、不適切な会計処理に関する調査が実施されました。同氏は、日頃から同社の社外監査役としてコンプライアンス強化徹底の観点からの発言・提言を行っており、当該事実が判明した後においては、徹底した調査の要請、これまでの経験を活かした内部体制・コンプライアンス体制構築の提言・支援等を行っております。
5. 当社は、岡田秀一氏および古河潤一氏を独立役員として指定し、東京証券取引所へ届け出ております。また、高田寿子氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、同氏の選任が承認された場合は独立役員として届け出る予定であります。なお、清水 恵氏はこれまで独立役員として指定、届出は行っていませんでしたが、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は独立役員として届け出る予定であります。
6. 岡田秀一氏、清水 恵氏、古河潤一氏および高田寿子氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
7. 岡田秀一氏、清水 恵氏、古河潤一氏および高田寿子氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
8. 当社は、岡田秀一氏、清水 恵氏および古河潤一氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令で定める最低責任限度額であります。3氏の選任が承認された場合は、引き続き同様の内容の契約を継続する予定であります。また、高田寿子氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間でも同様の内容の契約を締結する予定であります。
9. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。
10. 監査等委員会は、当社の取締役の選任および報酬について、協議を行いました。取締役の選任については、各候補者の資質や当事業年度における業務執行状況、および業績等を評価した結果、当社の取締役として適任であると判断します。また、取締役の報酬については、報酬水準、体系、具体的な報酬額の算定方法等を確認し、報酬等の内容は相当であると判断します。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役の選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものいたします。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
ふる かわ じゅん いち 古 河 潤 一 (1968年3月27日生) <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">独立役員</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">男性</div>	1990年4月 朝日生命保険相互会社入社 2007年4月 朝日ライフアセットマネジメント(株)出向 企画総務部長 2008年8月 古河林業(株)山林事業本部長 2009年10月 同社常務取締役兼山林事業本部長 2010年4月 同社代表取締役社長（現在に至る） 2015年6月 白銅(株)社外取締役（現在に至る） 2019年6月 中央不動産(株)（現中央日本土地建物(株)）社外取締役（現在に至る） 2020年4月 中央日本土地建物グループ(株)社外取締役（現在に至る） 2023年3月 当社取締役（現在に至る） （重要な兼職の状況） 古河林業(株)代表取締役社長	1,500株
補欠の監査等委員である 取締役候補者とした理由 及び期待される役割	古河潤一氏は、豊富な企業経営の経験および幅広い見識等を有する経営者であります。財務・会計に関する知見やバランス感覚を活かしたこれらの豊富な見識を当社の経営に反映していただけるものと判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者としてしました。なお、同氏は2023年3月から当社社外取締役を務めております。	

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 古河潤一氏は、補欠の社外取締役監査等委員候補者であります。
3. 古河潤一氏は第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役に就任する予定ですが、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合には、監査等委員でない取締役に辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定であります。
4. 当社は、古河潤一氏を独立役員として指定し、東京証券取引所へ届け出ております。
5. 古河潤一氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
6. 古河潤一氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭そのほかの財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
7. 当社は、古河潤一氏との間で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）として会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりますが、監査等委員である取締役に就任する場合には、同契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令で定める最低責任限度額であります。
8. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、候補者が監査等委員である取締役に就任した場合も、当該保険契約の被保険者としての地位は継続され、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬限度額につきましては、2023年3月30日開催の第147回定時株主総会において、年額100百万円以内とする旨のご承認をいただいております。

監査等委員である取締役の役割拡充に対応するため報酬枠の見直しを行いたく、監査等委員である取締役の報酬等の額につきまして、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額130百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

現在の当社の監査等委員である取締役は5名であります。

【参考1】スキルマトリックス

当社の中期経営計画の遂行のため、経営戦略、経営計画等に照らして必要なスキル項目を設定し、各取締役の保有するスキル・専門分野のうち、最大4項目に○印を付しています。各取締役の有するすべてのスキルや、専門的な知見を表わすものではありません。

	山 石 昌 孝	清 宮 眞 二	N i t i n M a n t r i	宮 本 知 昭	中 村 善 州	結 城 正 博	岡 田 秀 一	清 水 恵	古 河 潤 一	高 田 寿 子	松 尾 剛 太	内 田 寿 夫	河 野 宏 和	亀 井 淳	木 村 博 紀
企業経営・経営戦略	○		○	○	○	○	○		○				○	○	○
人事政策・人材育成	○								○					○	
海外知見・国際事業	○		○		○	○	○								
技術開発・品質		○											○		
調達・生産・生産技術・SCM		○	○									○	○		
財務・会計						○			○	○	○				○
ガバナンス・内部統制	○			○			○	○		○	○	○		○	○
ESG・CSR		○			○		○			○	○				
営業・マーケティング			○	○	○	○								○	

【参考2】政策保有株式にかかる方針

当社は、企業の拡大・持続的発展のためには、様々な企業との協力関係が不可欠であると考え、当社の企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、重要な協力関係にある企業との戦略上の結びつきや、取引先との事業上の協力関係等を総合的に勘案し、政策的に必要とする株式については保有していく方針です。

そして、年1回、中長期的な観点で個別の政策保有株式について、取引の性質や規模等に加え保有に伴う便益やリスクを定性・定量両面から検証を行い、取締役会へ報告しており、2017年12月期以降、その検証の結果を踏まえて、段階的に一部ずつ株式を売却いたしております。

今後も、保有の目的の適否、保有に伴う便益やリスクを中長期的な企業価値向上の視点から毎年、検証を行ったうえで、保有の経済合理性や、意義が認められないと判断される株式については、縮減していくよう努めてまいります。

銘柄数および貸借対照表計上額（2023年12月31日現在）

	銘柄数（銘柄）	貸借対照表上の合計額（百万円）
非上場株式	35	489
非上場株式以外の株式	51	76,496

※上記の他にみなし保有株式が4銘柄、37,702百万円あります。なお、2023年12月31日現在の連結純資産（資本合計）は748,795百万円です。

以 上

事業報告

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期における当社グループをとり巻く環境は、国内では、設備投資が緩やかに回復し、また、販売が堅調な自動車全体をけん引するなど幅広い業種で景況感の改善が見られ、またインバウンド需要の回復を受けて宿泊・飲食サービスが好調を維持したほか、価格転嫁の進展などから景気は総じて改善傾向にあります。

一方、海外においては、米国は良好な雇用・所得環境から堅調な個人消費が持続しているものの、好調な非製造業とは対照的に、ハイテク産業以外の製造業は総じて減産基調で調整局面が長期化しています。また、中国は春以降一転して、不動産開発の大幅減で投資が全体として伸び悩み景気は減速しています。欧州は、ウクライナ情勢に改善の兆しがみられない中、需要の減速を背景に製造業・サービス業ともにコスト増を価格に転嫁しづらい状況が続いています。

こうした状況の中、当社グループは、既存事業における強みの「深化」と、大変革時代のニーズに応える新しい価値の「探索」を同時に推進し、次世代の成長に向けた「変革」を図ることを位置づけた中期経営計画「Yokohama Transformation 2023 (YX2023)」に取り組んでおり、当期の連結売上収益は、9,853億33百万円（前期比14.5%増）、利益面では、連結事業利益は991億27百万円（同41.4%増）、連結営業利益は1,003億51百万円（同45.8%増）、また、親会社の所有者に帰属する当期利益は672億34百万円（同46.4%増）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

① タイヤ

売上収益は8,748億63百万円（前期比16.0%増）で、当社グループの連結売上収益の88.8%を占めており、事業利益は920億26百万円（同37.7%増）となりました。

新車用タイヤの売上収益は、中国で日系自動車メーカーの販売不振による影響が続きましたが、国内や北米では装着車種の販売が好調だったことに加え、新規納入車種が増加したことにより、前期を上回りました。

市販用タイヤの売上収益は、国内では夏用タイヤの販売が堅調に推移し、海外では中国、インドなどアジア地域で販売を伸ばしたことで前期を上回りました。

OHT（オフハイウェイタイヤの略）は、YOHT（Yokohama Off-Highway Tires、旧ATG）の販売は欧州、北米の厳しい市場環境の継続により伸び悩みましたが、5月に買収完了したY-TWS（旧Trelleborg Wheel Systems Holding AB = TWS）の業績が加わったことで、OHT全体の売上収益は前年を大きく上回りました。

② MB（マルチプル・ビジネスの略）

売上収益は1,018億85百万円（前期比5.9%増）で、当社グループの連結売上収益の10.3%を占めており、事業利益は71億55百万円（同80.5%増）となりました。

ホース配管事業の売上収益は、建設機械向けなどの油圧ホースは需要低迷により販売は振るいませんでしたが、北米における自動車向けホースが堅調だったことなどから前年並みとなりました。

工業資材事業の売上収益は、コンベヤベルトの販売が国内で大きく伸長したほか、海洋商品や民間航空機向け補用品の販売が好調に推移し前期を大きく上回りました。

(2) 設備投資等の状況

当社グループは、成長市場、成長分野および研究開発を中心とした設備投資を実施しました。

タイヤ事業では、新商品の上市およびタイヤの高性能化に対応するため、品質向上等に向けた投資を実施しました。また、当社国内工場においては生産性向上および製造設備の増強、海外子会社においては増産のための工場拡張等を図りました。

MB事業では、ホース配管事業強化の一環として油圧用高圧ホースの生産能力増強を図っており、中国に引き続き、日本での生産能力を増強しております。また、工業資材のコンベヤベルト拡販に向けて、日本での生産能力増強を行っております。

この結果、当期において実施した当社グループの設備投資総額は624億円となりました。

当期中において実施した主な設備投資等は、次のとおりであります。

1) 当期中に完成した主要設備

<子会社>

子会社名	設備の内容
ATC Tires Private Ltd.	オフハイウェイタイヤ製造設備等

2) 当期において継続中の主要設備

<当社>

該当する事項はありません。

<子会社>

子会社名	設備の内容
ATC Tires AP Private Ltd.	オフハイウェイタイヤ製造設備等

(3) 資金調達の状況

Trelleborg Wheel Systems Holding ABの株式取得を目的として、2023年6月28日付で取引銀行によるシンジケートローン契約（契約総額214,700百万円）および2023年6月30日付で(株)国際協力銀行とのローン契約（契約総額100,000百万円）を締結しております。

(4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は2023年5月2日付にて、Trelleborg Wheel Systems Holding AB の全株式を取得し、同社およびそのグループ会社を連結子会社化しました。

(5) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、2021年度から2023年度までの中期経営計画「Yokohama Transformation 2023 (YX2023)」(ヨコハマ・トランスフォーメーション・ニーゼロニーサン)の終了を受け、2024年度から2026年度までの新中期経営計画「Yokohama Transformation 2026 (YX2026)」(ヨコハマ・トランスフォーメーション・ニーゼロニーロク)を発表しました。

新中期経営計画「YX2026」では「YX2023」から推進してきた既存事業における強みの「深化」と新しい価値の「探索」をさらに推し進め、次世代に負の遺産を残さないという強い意志を持って変革の「総仕上げ」を行います。こうした考えの下、各事業で定めた成長戦略を断行し、「YX2026」中または2027年度に「Hockey Stick Growth」(「うなぎ昇り」)の成長を果たすことを目指します。現在見込んでいる2026年度の経営目標は、売上収益1兆1,500億円、事業利益1,300億円、事業利益率11%、ROE(自己資本利益率)10%超を掲げています。

各分野での戦略は、次の通りです。

■タイヤ消費財

タイヤ消費財では近年、低コスト・低価格な新興タイヤメーカーが生産能力を拡大し、市場シェアを伸ばしています。これに対し「YX2026」では高付加価値品比率の最大化を積極的に推進し、収益率の向上を目指します。これに加え「Hockey Stick Growth」を果たすため、新興タイヤメーカーのコスト競争力に対抗すべく低コスト・高効率化を目指し、1年で工場を立ち上げる「1年工場」に挑戦します。高付加価値品比率の最大化では、プレミアムカーへの新車装着の推進およびグローバルでのモータースポーツへの参戦を継続しブランド価値向上に取り組みます。また、各地域の市場動向に沿った開発・供給・販売体制などを強化する「商品・地域事業戦略」を引き続き推進します。

■タイヤ生産財

・OHT事業

OHTの市場規模は約4兆円、市場成長率は年6%と予測されており、消費財タイヤ市場の年2%と比較し高い成長が期待できます。OHT市場の約40%を占めると予測される農業・林業用機械向けタイヤでは、横浜ゴムグループがトップシェアを誇っており、Tier(ティア)1~Tier3までティアごとに持つ生・販・技の強みを活かした「マルチブランド戦略」でさらに市場地位を強化します。市場の25%と予測され、当社が市場2位のシェアを持つ産業・港湾用車両向けタイヤでは、専門スタッフによるタイヤメンテナンスサービス「Interfit」のさらなる展開地域の拡充を図ります。また、当社が僅かなシェアに留まっている建設・鉱山用車両向けタイヤ、そしてOHT事業全体で「Hockey Stick Growth」に向けて「Programmatic M&A」(プログラムティックM&A)を検討し、さらなる成長を目指します。さらに生産能力のさらなる拡大に加え、2023年5月に買収したトレルボルグ・ホイール・システムズ(現Yokohama-TWS=Y-TWS)とのシナジー創出を横浜ゴムグループ全体で本格化します。

・TBR事業

TBR(トラック・バス用)タイヤにおいても新興タイヤメーカーが生産量や市場への供給量

を拡大しており、これに対し、欧米政府はアンチダンピングや相殺関税といった保護政策を実施しています。当社はこうした措置により適正な価格が維持された国や地域での販売強化を図り、収益を伴った成長を目指します。

■MB事業

MB（マルチプル・ビジネス）事業は「YX2023」における事業再編や収益改善策の実行により、収益を生み出す事業基盤を整えました。「YX2026」ではホース配管事業を「成長ドライバー」と位置づけ、バリューチェーンの再構築や北米での生産構造の改革を行います。工業資材事業は、コンベヤベルトでは国内における確固たる市場地位の確立、マリンホースでは高収益体制の安定化に向けた内部改善を推進します。MB事業全体では2026年度に事業利益率10%を目指し、MB事業の存在感を高めていきます。

■技術・生産

「YX2026」では「よいものを、安く、スピーディーに」をモットーに横浜ゴムグループ全体の基盤強化に取り組みます。「よいもの」では次世代プレミアムカーへの新車装着の強化を、「安く」では他社に負けない抜本的コストダウンを、そして「スピーディー」ではタイヤ消費財戦略で目指す「Hockey Stick Growth」の目玉である「1年工場」への挑戦とタイヤ開発のスピードアップを図ります。

■サステナビリティ

横浜ゴムでは、サステナビリティ活動は企業活動である以上、企業の成長に資するものであるべきと考えています。そのため、環境投資も十分な検討を重ね、企業収益と両立していくことを目指します。その一部として、温室効果ガス排出量の削減ではY-TWSを含め、2019年比で2026年に30%、2030年に40%削減を新たな目標とし、コストを下げながら目標を達成する計画を策定しました。サステナブル原料使用の促進では新たにScope 3の削減目標を追加し、2026年に28%、2030年に30%を設定しましたが、「YX2026」中にコストアップなく2030年に40%を達成できる方法を検討していきます。

■財務

「YX2026」でも引き続き「Hockey Stick Growth」を目指す積極的な戦略投資によって企業価値を高めていきます。資産効率化では政策保有株式売却をさらに推進し、資本構成では事業構造に合った最適な資本バランスの実現（自己資本比率50%を目安）に取り組みます。また、PER（株価収益率）向上では、経営陣によるIRイベントを拡充し、情報発信と対話の強化を通じて資本コスト低減や期待成長率の向上に努めます。キャピタルアロケーションでは、3年間累計のキャッシュイン約4,500億円のうち、約3,200億円を戦略投資および経常投資に充てる予定です。株主還元については、こうした持続的な利益成長に向けた投資を積極的に実施する中においても、当社の「将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を図りつつ、安定した配当を継続する」といった基本方針に則り、安定的かつ継続的に増配していくことを目指します。

(7) 財産および損益の状況の推移

国際財務報告基準 (IFRS)

区 分	2020年12月期 (第145期)	2021年12月期 (第146期)	2022年12月期 (第147期)	2023年12月期 (第148期) 当連結会計年度
売上収益 (百万円)	551,090	670,809	860,477	985,333
親会社の所有者に 帰属する当期利益 (百万円)	26,312	65,500	45,918	67,234
基本的1株当たり 当期利益 (円)	164.09	408.47	286.38	419.32
資産合計 (百万円)	860,372	984,988	1,151,076	1,600,458

- (注) 1. 第148期につきましては、前記「(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
2. 自己株式控除後の期中平均発行済株式数により、基本的1株当たり当期利益を算出しております。
3. 第146期において、ハマタイト事業を非継続事業に分類しております。これにより非継続事業からの利益は連結損益計算書上、継続事業と区分して表示しております。これに伴い、第145期の売上収益について、非継続事業を除いた継続事業の金額に組替を行っております。なお、本事業は第146期に事業譲渡が完了しております。

(8) 重要な子会社の状況 (2023年12月31日現在)

1) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	主 要 な 事 業 内 容	当社の出資比率
(株)ヨコハマタイヤジャパン	490 百万円	タイヤおよび関連商品の販売	91.0%
愛知タイヤ工業(株)	98 百万円	産業車両用タイヤの製造・販売	100.0%
Yokohama Corporation of North America (米国)	89.72 百万米ドル	ヨコハマタイヤコーポレーション等の株式の所有、統括	100.0%
Yokohama Tire Corporation (米国)	30.02 百万米ドル	タイヤおよび関連用品の販売	間接所有 100.0%
Yokohama Tire Manufacturing Mississippi LLC. (米国)	425.75 百万米ドル	タイヤの製造・販売	間接所有 100.0%
Yokohama Tire Manufacturing Virginia LLC. (米国)	90.75 百万米ドル	タイヤの製造・販売	間接所有 100.0%
Yokohama Tire Philippines, Inc. (フィリピン)	117.5 百万米ドル	タイヤおよび関連用品の製造・販売	100.0%
Yokohama Tire Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd. (タイ)	5,886.9 百万バーツ	タイヤおよび関連用品の製造・販売	100.0%
杭州優科豪馬輪胎有限公司 (中国)	644.49 百万元	タイヤの製造・販売	間接所有 100.0%
優科豪馬橡膠有限公司 (中国)	1,833.30 百万元	杭州優科豪馬輪胎有限公司、蘇州優科豪馬輪胎有限公司等の株式の所有、統括	100.0%
蘇州優科豪馬輪胎有限公司 (中国)	1,394.59 百万元	タイヤの製造・販売	間接所有 100.0%
LLC Yokohama R.P.Z. (ロシア)	5,691.45 百万ルーブル	タイヤの製造・販売	99.99% 間接所有 0.00%
Yokohama Tyre Vietnam Inc. (ベトナム)	183,974.60 百万ベトナムドン	タイヤの製造・販売	100.0%
Yokohama India Private Limited (インド)	3,924.24 百万インドルピー	タイヤの製造・販売	100.0%

会 社 名	資 本 金	主 要 な 事 業 内 容	当社の出資比率
横浜ゴムMBジャパン(株)	百万円 167.5	工業用品の販売	100.0%
Yokohama Industries Americas Ohio Inc. (米国)	百万米ドル 4	工業用品の製造・販売	間接所有 100.0%
Yokohama Industries Americas Inc. (米国)	百万米ドル 7.37	工業用品の製造・販売	間接所有 100.0%
Yokohama Industries Americas de Mexico, S. de R.L. de C. V. (メキシコ)	百万米ドル 1.5	工業用品の製造・販売	間接所有 100.0%
協機工業股份有限公司 (中華民国)	百万台湾ドル 249	工業用品の製造・販売	49.0%
山東横浜橡膠工業製品有限公司 (中国)	百万元 154.53	工業用品の製造・販売	間接所有 77.02%
杭州優科豪馬橡膠製品有限公司 (中国)	百万元 300.11	工業用品の製造・販売	間接所有 100.0%
PT. Yokohama Industrial Products Manufacturing Indonesia (インドネシア)	百万米ドル 24.5	工業用品の製造・販売	99.49% 間接所有 0.51%
Yokohama Rubber (Thailand) Co.,Ltd. (タイ)	百万バーツ 120	工業用品の製造・販売	79.75%
ヨコハマ・オフハイウェイタイヤ(株)	円 1	Alliance Tire Company Ltd., ATC Tires Private Ltd. 等の株式の所有	100.0%
Alliance Tire Company Ltd. (イスラエル)	新シケル 150	農業機械用等タイヤの製造・販売	間接所有 100.0%
ATC Tires Private Ltd. (インド)	百万インドルピー 1,346	農業機械用等タイヤの製造・販売	間接所有 100.0%
Yokohama Rubber Singapore Pte. Ltd. (シンガポール)	百万米ドル 20	タイヤ用原材料の調達・販売	100.0%

会 社 名	資 本 金	主 要 な 事 業 内 容	当社の出資比率
Yokohama TWS Holding AB (スウェーデン)	千スウェーデン クローネ 100	Yokohama TWS Czech Republic a.s.、 Yokohama TWS North America, Inc. 等、Y-TWS関連会社の株式 の所有	100.0%
Yokohama TWS Czech Republic a.s. (チェコ)	百万チェコ コルナ 1,966	農業機械用、産業車両用等 タイヤの製造・販売	間接所有 100.0%
Yokohama TWS North America, Inc. (米国)	百万米ドル 64	農業機械用、産業車両用等 タイヤの製造・販売	間接所有 100.0%
Yokohama TWS Brazil Ltda. (ブラジル)	百万リアル 169.8	農業機械用、産業車両用等 タイヤの販売	間接所有 100.0%
Yokohama TWS Australia Pty Ltd (豪州)	百万豪ドル 60	農業機械用、産業車両用等 タイヤの販売	間接所有 100.0%

2) 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(9) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

当社グループは、下記の製品の製造・販売を行っております。

事 業	主 要 製 品
タ イ ヤ	乗用車用、トラック・バス用、農業機械用、産業車両用、建設車両用、林業機械用、タイヤ関連用品ほか
M B	コンベヤベルト、各種ホース、航空機用ゴム・金属・複合材商品ほか
そ の 他	スポーツ用品ほか

(10) 主要な営業所および工場 (2023年12月31日現在)

1) 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本社	神奈川県	三島工場	静岡県	尾道工場	広島県
平塚製造所	神奈川県	新城工場	愛知県	長野豊丘工場	長野県
三重工場	三重県	茨城工場	茨城県		

2) 子会社

国内

会 社 名	所 在 地
(株)ヨコハマタイヤジャパン	東京都
愛知タイヤ工業(株)	愛知県
横浜ゴムMBジャパン(株)	東京都
ヨコハマ・オフハイウェイタイヤ(株)	神奈川県

海外

会 社 名	所 在 地
Yokohama Corporation of North America	米国 カリフォルニア州
Yokohama Tire Corporation	米国 カリフォルニア州
Yokohama Tire Manufacturing Mississippi LLC.	米国 ミシシッピ州
Yokohama Tire Manufacturing Virginia LLC.	米国 バージニア州
Yokohama Tire Philippines, Inc.	フィリピン クラーク 特別経済区
Yokohama Tire Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd.	タイ ラヨン県
杭州優科豪馬輪胎有限公司	中国 浙江省
優科豪馬橡膠有限公司	中国 上海市
蘇州優科豪馬輪胎有限公司	中国 江蘇省
LLC Yokohama R.P.Z.	ロシア リベツク 特別経済区
Yokohama Tyre Vietnam Inc.	ベトナム ビンジュン省
Yokohama India Private Limited	インド ハリアナ州
Yokohama Industries Americas Ohio Inc.	米国 オハイオ州
Yokohama Industries Americas Inc.	米国 ケンタッキー州
Yokohama Industries Americas de Mexico, S. de R.L. de C. V.	メキシコ アグアスカリエンテス州
協機工業股份有限公司	中華民国 桃園県
山東横浜橡膠工業製品有限公司	中国 山東省
杭州優科豪馬橡膠製品有限公司	中国 浙江省
PT.Yokohama Industrial Products Manufacturing Indonesia	インドネシア バタム島

会 社 名	所 在 地
Yokohama Rubber (Thailand) Co.,Ltd.	タイ ラヨーン県
Alliance Tire Company Ltd.	イスラエル ハイファ地区
ATC Tires Private Ltd.	インド マハーラーシュトラ州
Yokohama Rubber Singapore Pte. Ltd.	シンガポール
Yokohama TWS Holding AB	スウェーデン トレルボルグ
Yokohama TWS Czech Republic a.s.	チェコ共和国 プラハ
Yokohama TWS North America, Inc.	米国 デラウェア州
Yokohama TWS Brazil Ltda.	ブラジル サンパウロ州
Yokohama TWS Australia Pty Ltd	オーストラリア ビクトリア州

(11) 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
タ イ ヤ	29,178名	5,295名増
M B	3,219名	196名減
そ の 他	1,220名	50名増
合 計	33,617名	5,149名増

- (注) 1. 従業員数は、当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 「タイヤ」における従業員数増加の主な理由は、2023年5月にTrelleborg Wheel Systems Holding ABを買収したことによるものであります。

(12) 当社の主要な借入先 (2023年12月31日現在)

借 入 先	借入額 (百万円)
(株)みずほ銀行	137,131
(株)国際協力銀行	95,000
(株)横浜銀行	50,174

2. 会社の株式に関する事項（2023年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
(2) 発行済株式の総数 169,549,081株
(自己株式 8,801,310株を含む)
(3) 株主数 15,085名（前期末比 1,492名減）
(4) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	28,695	17.85
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	18,911	11.76
朝日生命保険相互会社	10,905	6.78
日本ゼオン(株)	10,368	6.45
(株)みずほ銀行	6,130	3.81
野村信託銀行(株) (投信口)	3,289	2.04
第一生命保険(株)	2,660	1.65
(株)横浜銀行	2,499	1.55
横浜ゴム取引先持株会	2,213	1.37
みずほ信託銀行(株)退職給付信託 受託者 (株)日本カストディ銀行	1,858	1.15

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況

譲渡制限付株式報酬として、対象となる取締役6名（監査等委員である取締役および社外役員を除く）に対し普通株式41,584株の割当てを行いました。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2023年12月31日現在）

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2023年12月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
山石昌孝	代表取締役社長	タイヤ公正取引協議会会長 一般社団法人日本自動車タイヤ協会会長
Nitin Mantri	取締役 常務執行役員 兼 OHT事業部長 兼 Yokohama Europe GmbH担当	ヨコハマ・オフハイウエイタイヤ(株) 代表取締役CEO 兼 Yokohama India Private Limited 取締役会長 兼 Yokohama Tyre Vietnam Inc.取締役会長
清宮眞二	取締役 常務執行役員 兼 技術・生産統括 兼 IT企画本部担当	
宮本知昭	取締役 常務執行役員 兼 タイヤ国内リプレイス営業 本部部長 兼 タイヤ消費財製品企画本 部部長 兼 経営管理本部部長 兼 平塚製造所長	
中村善州	取締役 常務執行役員 兼 タイヤ企画本部部長 兼 タイヤ海外営業本部担当 兼 CSR本部担当 兼 タイヤ物流本部担当	
結城正博	取締役 執行役員 兼 経理部担当 兼 品質保証本部担当	Yokohama Rubber (China) Co., Ltd. 取締役会長
岡田秀一	取締役	石油資源開発(株)特別顧問
堀雅寿	取締役	
金子裕子	取締役	
清水恵	取締役	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士
古河潤一	取締役	古河林業(株)代表取締役社長
松尾剛太	取締役 監査等委員（常勤）	
内田寿夫	取締役 監査等委員（常勤）	
河野宏和	取締役 監査等委員	慶應義塾大学名誉教授・特任教授
亀井淳	取締役 監査等委員	(株)パートナーズ企画代表取締役
木村博紀	取締役 監査等委員	朝日生命保険相互会社代表取締役社長

- (注) 1. 2023年3月30日開催の第147回定時株主総会において、宮本知昭氏、中村善州氏、結城正博氏、清水 恵氏および古河潤一氏が取締役（監査等委員である取締役を除く）に、松尾剛太氏、内田寿夫氏、河野宏和氏、亀井 淳氏および木村博紀氏が監査等委員である取締役にそれぞれ新たに選任され、就任しました。
2. 松尾剛太氏、中村 亨氏、中山靖夫氏、竹中宣雄氏および河野宏和氏は、2023年3月30日開催の第147回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任しました。
3. 三上 修氏、内田寿夫氏、亀井 淳氏、清水 恵氏、木村博紀氏は、2023年3月30日開催の第147回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任しました。
4. 取締役 岡田秀一氏、堀 雅寿氏、金子裕子氏、清水 恵氏、古河潤一氏、河野宏和氏、亀井 淳氏および木村博紀氏は、社外取締役であります。
5. 監査等委員会の監査・監督機能を強化し、日常的な質の高い情報収集と内部統制システムの活用や会計監査人および内部統制部門等との連携した役割・活動が重要であることから、常勤の監査等委員を選定しております。
6. 監査等委員 木村博紀氏は、朝日生命保険相互会社の経営企画部門および経理部門にて、財務および会計に関する業務をそれぞれ経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 取締役 岡田秀一氏、堀 雅寿氏、金子裕子氏、古河潤一氏、河野宏和氏、亀井 淳氏および木村博紀氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
8. 2023年12月31日現在における取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

氏 名	地 位 お よ び 担 当
瀧 本 真 一	専務執行役員 Yokohama Corporation of North America取締役会長 兼 CEO 兼 Yokohama Tire Corporation取締役会長 兼 Yokohama Tire (Canada) Inc.取締役会長 兼 Yokohama Tire Mexico S.de R.L.de C.V.取締役会長 兼 タイヤ直需営業本部担当
Jeff Barna	専務執行役員 Yokohama Corporation of North America取締役社長 兼 Yokohama Tire Corporation取締役社長 兼 CEO
山 本 忠 治	常務執行役員 社長補佐 兼 タイヤ物流本部長
矢羽田 雄 彦	常務執行役員 (株)ヨコハマタイヤジャパン代表取締役社長 兼 タイヤ国内リプレイス営業本部副本部長
森 本 剛 央	常務執行役員 Yokohama Tire Manufacturing Mississippi, LLC.取締役社長 兼 Yokohama Tire Manufacturing Virginia, LLC.取締役会長
中 村 亨	執行役員 Yokohama Tire Manufacturing (Thailand) Co., Ltd.取締役社長

氏 名	地 位 お よ び 担 当
塩 入 博 之	執行役員 経営企画本部長 兼 経営企画部長
藤 津 聡	執行役員 タイヤ直需営業本部長
梁 取 和 人	執行役員 調達本部長 兼 Yokohama Rubber Singapore Pte. Ltd.取締役社長
檜 林 浩 行	執行役員 品質保証本部長
石 光 真 吾	執行役員 人事部長 兼 ヨコハマピアサポート(株)代表取締役社長 兼 横浜ゴム生活協同組合代表取締役社長 兼 平塚製造所長付人事・労務担当
Anil Gupta	執行役員 ATC Tires Pvt Ltd.取締役COO 兼 Yokohama India Pvt. Ltd.取締役副会長
永 尾 徹 也	執行役員 タイヤ生産本部長
政 友 毅	執行役員 タイヤ海外営業本部長 兼 Yokohama Asia Co., Ltd.取締役会長
松 田 将 一 郎	執行役員 タイヤ製品開発本部長 兼 タイヤ第二設計部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は、全額を当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本事項において同じ）

および監査等委員である取締役の報酬等

役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

1) 取締役報酬

①基本方針、算定方法および決定の方法

当社は取締役の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は、透明性と公平性を確保すべく、諮問機関である役員人事・報酬委員会を設置し、その審議のうえ取締役会にて決定するというものであります。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、内容が当該方針と整合していることを確認し、当該方針に沿うものであると判断しております。なお、当社の取締役の報酬限度額は、2023年3月30日開催の第147回定時株主総会で定められた年額570百万円以内（うち、社外取締役分は年額100百万円以内）、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち、社外取締役5名）です。

②報酬体系

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬となる基本報酬、短期の業績連動報酬として「会社業績（会社の業績とそれに応じた個人業績等）の対公表値および業績の伸長率等の達成度と連動した賞与、および、取締役（社外取締役を除く）に、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、2023年3月30日開催の第147回定時株主総会の決議により導入した、中長期の業績連動報酬となる譲渡制限付株式報酬から構成されています。この譲渡制限付株式報酬に関する報酬の総額は、①の報酬限度額とは別枠として年額300百万円以内、当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。

また、第146期事業年度より、当社の社外取締役を除く取締役、および執行役員について、中期経営計画の定量目標の達成意欲を従来以上に高めることを目的として、2021年2月1日の役員人事・報酬委員会および同年2月19日の取締役会を経て、中期業績連動報酬制度を導入しております。

③役位ごとの固定報酬と短期・中長期の業績連動報酬の支給割合

役職毎の各報酬の支給割合は、毎年の業績に応じて変動いたします。

2) 監査等委員である取締役報酬

①基本方針および算定方法

当社は監査等委員である取締役の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は、監査の透明性と公平性に加え、経営からの独立性を確保すべく、監査等委員会の審議を経て、常勤監査等委員が決定するというものであります。なお、当社の監査等委員である取締役の報酬限度額は、2023年3月30日開催の第147回定時株主総会で定められた年額100百万円以内、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名です。

②報酬体系

監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬と賞与（社外取締役を除く）で構成することと

しております。

取締役および監査役の報酬等

取締役（監査等委員を除く） 16名 609百万円（うち社外取締役 7名 60百万円）

取締役（監査等委員） 5名 95百万円（うち社外取締役 3名 30百万円）

監査役 5名 17百万円（うち社外監査役 3名 6百万円）

- (注) 1. 報酬等の額には、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬の額（117百万円）および今後支給予定の当事業年度に係る役員賞与の額（取締役 87百万円、監査等委員である取締役 27百万円）を含めております。
2. 人員数および報酬等の額には、2023年3月30日開催の第147回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名および監査役5名を含めております。
3. 譲渡制限付株式報酬の交付状況は、対象となる取締役6名に対し、自己株式の処分により普通株式41,584株の割当てをいたしました。

(5) 社外役員に関する事項

1) 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 の 状 況
社外取締役	岡 田 秀 一	石油資源開発(株)特別顧問
	堀 雅 寿	—
	金 子 裕 子	—
	清 水 恵	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士
	古 河 潤 一	古河林業(株)代表取締役社長
社外取締役 (監査等委員)	河 野 宏 和	慶應義塾大学名誉教授・特任教授
	亀 井 淳	(株)パートナーズ企画代表取締役
	木 村 博 紀	朝日生命保険相互会社代表取締役社長

- (注) 社外取締役（監査等委員）木村博紀氏の兼職先である朝日生命保険相互会社は、当社と金銭借入の取引があります。また、同社は、当社株式10,905千株（議決権比率6.78%）を有する株主であります。

2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会および監査等委員会への出席状況	主な活動状況
社外取締役	岡 田 秀 一	取締役会：全14回に出席	経済・社会など企業経営を取り巻く事象に関する深い見識に基づき、国際的な視点からの提言や意見表明を積極的に行っています。
	堀 雅 寿	取締役会：14回中13回に出席	長年に亘る企業経営の経験および豊富な知見に根ざした提言や意見表明を積極的に行っています。
	金 子 裕 子	取締役会：14回中13回に出席	長年に亘る公認会計士、および研究者としての経験や知見に基づく提言や意見表明を積極的に行っています。
	清 水 恵	取締役会：全14回に出席	弁護士としての経験や知見に基づいて主に法律的な観点から提言や意見表明を積極的に行っています。
	古 河 潤 一	取締役会：10回中9回に出席	企業経営と財務・会計に関する知見や豊富な見識に基づく提言や意見表明を積極的に行っています。
社外取締役 (監査等委員)	河 野 宏 和	取締役会：14回中12回に出席 監査等委員会：全5回に出席	主に長年に亘る研究者としての経験や知見に基づく提言や意見表明を積極的に行っています。
	亀 井 淳	取締役会：14回中13回に出席 監査等委員会：全5回に出席	長年に亘る企業経営の経験および豊富な知見に根ざした提言や意見表明を積極的に行っています。
	木 村 博 紀	取締役会：14回中12回に出席 監査等委員会：全5回に出席	主に企業の経営および経理・財務に関する豊富な知見に根ざした提言や意見表明を積極的に行っています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額	177百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはそれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画の内容、過年度の監査実績の検証と評価、会計監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人が行った非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、IFRSに関する助言業務等を委託した対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、監査等委員会規則に基づき、会計監査人の職務遂行状況を総合的に判断し、会計監査人が継続してその職務を全うするうえで、重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査等委員会で審議し、監査等委員会が株主総会に提出する会計監査人の解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

また、当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合においても、会計監査人の解任または不再任につき審議し、監査等委員会が解任・再任を決定いたします。監査等委員全員の同意に基づき解任を決定した場合、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

(6) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

該当する事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制および運用状況

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会における決議により、「内部統制システムの基本方針」を定めております。

その内容は次のとおりです。

(1) 当社及び当社グループ会社各社（以下、総称して「当社グループ」といいます）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役及び使用人は、法令及び定款を遵守し、また横浜ゴムグループの「企業理念」「行動指針」に従い、忠実に職務を果たします。さらに、上記「行動指針」に反社会的勢力や団体とは一切の関係を遮断することを定め、毅然とした態度で反社会的勢力を排除します。
- ② 当社は、コンプライアンス担当取締役を委員長とするコンプライアンス委員会及びその実行部門としてのコンプライアンス推進室を設置し、当社グループにおけるコンプライアンスに係る諸施策を継続して実施するとともに、その活動状況を取締役会及び監査等委員会に報告します。
- ③ 当社の内部監査部門は、コンプライアンス担当部署と連携のうえ、当社グループへの内部監査を実施します。
- ④ 当社グループ（国内）の取締役及び使用人は、内部通報窓口としてのコンプライアンス・ホットラインを利用して当社のコンプライアンス推進室または外部の弁護士に対して直接通報を行うことができ、通報をしたことによって不利益な取り扱いを受けないことを確保します。
- ⑤ 当社は、当社グループに重大な法令若しくは定款違反またはその他コンプライアンスに係る重大な事実が発見された場合、直ちにコンプライアンス委員会を招集し、委員長及び監査等委員会に報告のうえ、外部専門家等と協力しながら解決を図る体制を構築します。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他の重要な情報について、「文書管理規則」、「営業秘密管理規則」、「個人情報管理規則」及び「情報セキュリティ管理規則」に基づき、適切に作成、保存及び管理します。
- ② 当社の取締役は、常時これら保存された情報を閲覧できるものとします。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社グループを取り巻くリスクからの防衛体制を強固なものとするべく、リスクマネジメント担当役員を議長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、「リスクマネジメント委員会規則」に基づき、経営に重大な影響を及ぼすリスクを横断的に管理し、適切に対応します。
- ② 当社は、当社グループのコンプライアンス、安全衛生、災害、環境、情報セキュリティ、輸出管理等に係わるそれぞれのリスクカテゴリーごとに 専門の委員会を設置し、リスクの管理を行います。

- ③ 前項に基づき設置された各委員会の事務局は、自委員会が所管するリスクの管理状況について、定期的に、取締役会や経営会議等において報告します。
- ④ 当社は、当社グループにおいてリスク事象が発生した場合は、直ちに当該事象に対応する委員会を招集し、委員長及び監査等委員会に報告のうえ、外部専門家等と協力しながら解決を図る体制を構築します。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を図ります。
- ② 当社は、取締役会の運営を定める「取締役会規則」及び社内各組織の機能や運営基準を定める社則を定め、これら規則に基づいて取締役会を開催します。
- ③ 当社は、当社グループの経営方針及び経営戦略に係わる重要事項については、「経営会議規則」に基づき、経営会議にて十分に審議したうえで、取締役会に諮ります。
- ④ 当社は、当社グループの経営計画を定め、この目標達成に向けて取締役及び各部門が実施すべき具体的な課題及び施策を明確化します。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループの予算は、当社の経営会議での承認を得たうえで執行します。また、当社グループの事業内容は、定期的に取締役会及び経営会議に報告します。
- ② 当社は、「関係会社会計処理要領」の規定に基づき、当社グループの決算を実施します。
- ③ 当社の内部監査部門は、当社グループに対して、会計監査、業務監査及びコンプライアンス監査を計画的に実施し、その結果を取締役、監査等委員会及び担当部署に報告する体制を構築します。
- ④ 当社は、当社グループ会社各社が所属する事業部門に、各グループ会社の内部統制を担当する部署を定め、特定のグループ会社において問題が発生した場合は、当該グループ会社が自ら当該部署に報告する仕組みを構築します。
- ⑤ 当社は、当社グループ会社各社に対して、当社グループ会社各社の経営上の重要事項に関して、当社の事前承認を取得し、または、当社へ事後報告をする体制を構築します。

(6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社は、「監査等委員会監査等基準」に基づき、監査等委員会事務局を設置します。

(7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、「監査等委員会監査等基準」に基づき、監査等委員会事務局に所属する取締役及び使用人について、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保します。
- ② 監査等委員会事務局に所属する取締役及び使用人の人事異動、人事評価等については、当社の監査等委員会の意見を尊重し、同意を必要とします。
- ③ 監査等委員会事務局に所属する取締役及び使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務

しないこととします。

- ④ 監査等委員会事務局に所属する取締役及び使用人は、当社の監査等委員に同行し、または監査等委員会の指示を受けて、当社の会計監査人や当社グループ会社各社の監査役と定期的に意見交換をする場に参加し、必要とする資料の提出を要求するなど、情報を収集する権限を有します。

(8) 当社グループの取締役及び使用人並びに当社グループ会社各社の監査役が当社の監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社の監査等委員は、当社の取締役会、経営会議、各委員会及びその他の重要な会議に出席し、業務執行に関する報告を受けます。
- ② 前項に加え、当社の監査等委員会の要請があった場合は、当社の取締役及び使用人並びに当社グループ会社各社の取締役、監査役及び使用人は、「監査等委員会監査等基準」に基づき、当社の監査等委員会に必要な報告を行うものとします。
- ③ 当社の監査等委員会は、各部門及び当社グループ会社各社への計画的なヒヤリングを通じて、当社グループの情報を入手し、実態を把握する体制を確保します。
- ④ 当社グループは、本条各項にしたがって当社の監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることはない体制を確保します。
- ⑤ 当社の監査等委員会は、年2回開催される「グループ監査役会」において、当社グループ会社各社（国内）の監査役から情報を入手し、実態を把握する体制を確保します。

(9) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査等委員会は、「監査等委員会監査等基準」に基づき、当社グループの代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施し、協議する体制を確保します。
- ② 当社の監査等委員会は、当社の取締役会にて「監査等委員会監査等基準」に基づいた監査方針の説明を行い、経営に対して実施する監査の重点事項を説明する体制を確保します。
- ③ 当社は、法令違反、コンプライアンス上の問題、内部通報に関する問題及び当社の業務に影響を与える重要な事項が発生した場合、当社の取締役が、直ちに監査等委員会に報告する体制を確保します。
- ④ 当社は、当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）上必要と認める費用の前払または償還について、監査等委員の請求等に従い、速やかに処理します。

以上の方針に基づき、当事業年度中に実施した内部統制システムの主な運用状況は、次のとおりです。

(1) 当社及び当社グループ会社各社（以下、総称して「当社グループ」といいます）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社のコンプライアンス委員会は、定期開催され、方針どおりに行われていることを確認しました。また、コンプライアンスにかかる活動状況（2023年度上期分）は、2023年11

月開催のCSR会議にて報告されております。

- ・「横浜ゴムグループ内部通報規則」において、報告者が不利な取扱いを受けない体制の確保について、明確化されていることを確認しました。
- 併せて、国内の連結子会社についても内部通報に関する規則が制定（報告者が不利益な取扱いを受けない体制の確保）されていることを確認しました。
- ・2023年度の当社グループ（国内）の取締役および使用人による内部通報に関する事項は、2024年2月開催の取締役会にて報告されております。
- ・当社の内部監査部門が、当社グループの監査を実施（20件）していることを監査報告会議事録により確認しました。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の各会議・委員会（取締役会、経営会議、CSR会議、コンプライアンス委員会、中央防災会議、環境推進会議、リスクマネジメント委員会等）の議事録は、方針どおりに適切に作成、保存および管理されていることを確認しました。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の各会議・委員会（CSR会議、コンプライアンス委員会、中央防災会議、環境推進会議、リスクマネジメント委員会等）は、定期的に開催され、それぞれが所管する当社グループのリスクについて、方針どおりに適切に管理および対応していることを確認しました。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社の取締役会および経営会議が、方針どおりに行われていることを確認しました。
- ・2023年5月および11月に開催された当社役員全体会議（役員合宿）において、当社グループの経営計画にかかる目標達成に向けて実施すべき具体的な課題および施策が明確化されました。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・当社グループの予算審議・重要案件の審議は、方針どおり行われていることを確認しました。
- ・当社グループのコンプライアンス体制が方針どおり確保されていることを確認しました。

(6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会付使用人は、「監査等委員会監査等基準」に基づき、1名設置されております。

(7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

「監査等委員会規則」、「監査等委員会監査等基準」および「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」において、監査等委員会付使用人の独立性と職務権限の確保について、明確化されていることを確認しました。

(8) 当社グループの取締役及び使用人並びに当社グループ会社各社の監査役が当社の監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

- ・ 監査等委員による「役員ヒアリング」を実施（対象者16名）していることを確認しました。これは、従来の部門監査とは異なり、監査等委員が、各役員に経営、業務執行の観点からヒアリングを行い、取締役の職務執行を監査する目的も含まれています。
- ・ 常勤監査等委員は、すべての取締役会（14回開催）、経営会議Ⅰ（12回開催）および経営会議Ⅱ（38回開催）に出席しました。また、取締役会における社外監査等委員の監査状況を確認しました。
- ・ 監査等委員による監査は、部門監査、事業所監査、関連子会社監査（国内外）、決算監査について、方針どおり計画的に行われていることを確認しました。
- ・ 監査室による監査内容は、監査等委員へすべて報告されており、方針どおりの報告体制であることを確認しました。
- ・ 「横浜ゴムグループ内部通報規則」、「監査等委員会規則」、「監査等委員会監査等基準」および「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」において、報告者が不利益な取扱いを受けない体制の確保について、明確化されていることを確認しました。併せて、国内の連結子会社についても内部通報に関する規則が制定（報告者が不利益な取扱いを受けない体制の確保）されていることを確認しました。
- ・ 常勤監査等委員は、グループ監査役会において、当社グループ会社（国内）各社の監査役から報告を受けていることを確認しました。

(9) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査等委員は、会計監査人と定期的な意見交換を実施しました。
- ・ 監査等委員は、取締役会において「監査方針」等を説明し、また、すべての取締役会、経営会議およびコンプライアンス委員会に出席し、報告を受けていることを確認しました。
- ・ 監査等委員と代表取締役との定期会合は、計2回実施されました。
- ・ 「監査等委員会規則」、「監査等委員会監査等基準」および「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」において、監査等委員の職務の執行上発生する費用の処理方法について明文化されていることを確認しました。
- ・ 監査の実効性が方針どおり確保されていることを確認しました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を図りつつ、配当につきましては、安定した配当を継続することを基本方針としております。

また、当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回行うことを基本的な方針としております。

なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、期末配当の最終決定は、株主の皆様の意見を反映できるよう株主総会において決定することを基本としております。

内部留保資金の使途につきましては、今後の事業展開への備えと研究開発費用として活用することとしております。

(注) 事業報告に記載の金額は、表示単位未満を四捨五入して記載しております。

連結財政状態計算書

(2023年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産)	百万円	(負 債)	百万円
流 動 資 産	618,105	流 動 負 債	347,889
現金及び現金同等物	97,613	営業債務及びその他の債務	105,239
営業債権及びその他の債権	243,393	社 債 及 び 借 入 金	96,135
その他の金融資産	6,217	その他の金融負債	28,989
棚 卸 資 産	249,721	未 払 法 人 所 得 税	38,085
その他の流動資産	21,160	その他の流動負債	79,441
非 流 動 資 産	982,353	非 流 動 負 債	503,774
有 形 固 定 資 産	492,796	社 債 及 び 借 入 金	373,221
の れ ん	275,830	その他の金融負債	41,497
無 形 資 産	73,013	退職給付に係る負債	17,707
その他の金融資産	104,812	繰 延 税 金 負 債	58,856
繰 延 税 金 資 産	9,141	その他の非流動負債	12,494
その他の非流動資産	26,761	負 債 合 計	851,663
		(資 本)	
		親会社の所有者に帰属する持分合計	739,565
		資 本 金	38,909
		資 本 剰 余 金	31,255
		利 益 剰 余 金	510,004
		自 己 株 式	△11,587
		その他の資本の構成要素	170,983
		非 支 配 持 分	9,231
		資 本 合 計	748,795
資 産 合 計	1,600,458	負 債 及 び 資 本 合 計	1,600,458

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売 上 収 益	985,333
売 上 原 価	△659,442
売 上 総 利 益	325,891
販売費及び一般管理費	△226,764
事 業 利 益	99,127
そ の 他 の 収 益	7,559
そ の 他 の 費 用	△6,335
営 業 利 益	100,351
金 融 収 益	12,764
金 融 費 用	△7,140
税 引 前 当 期 利 益	105,975
法 人 所 得 税 費 用	△37,545
当 期 利 益	68,430
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	67,234
非 支 配 持 分	1,197
当 期 利 益	68,430

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結持分変動計算書

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
					在外営業活動体の換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジ
2023年1月1日残高	38,909	31,308	432,224	△11,650	72,854	1,083
当期利益			67,234			
その他の包括利益					48,821	△1,388
当期包括利益	—	—	67,234	—	48,821	△1,388
自己株式の取得				△4		
自己株式の処分		1				
株式報酬取引		79		68		
剰余金の配当			△10,768			
支配の喪失とならない子会社に対する非支配株主との取引		△133				
利益剰余金への振替			21,342			
その他			△28			
所有者との取引額等合計	—	△52	10,546	63	—	—
2023年12月31日残高	38,909	31,255	510,004	△11,587	121,674	△305

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素			合計		
	その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動	確定給付制度の再測定	合計			
2023年1月1日残高	49,695	—	123,633	614,424	8,698	623,121
当期利益			—	67,234	1,197	68,430
その他の包括利益	14,461	6,799	68,692	68,692	310	69,002
当期包括利益	14,461	6,799	68,692	135,926	1,507	137,432
自己株式の取得			—	△4		△4
自己株式の処分			—	1		1
株式報酬取引			—	147		147
剰余金の配当			—	△10,768	△961	△11,730
支配の喪失とならない子会社に対する非支配株主との取引			—	△133	△13	△145
利益剰余金への振替	△14,542	△6,799	△21,342	—		—
その他			—	△28		△28
所有者との取引額等合計	△14,542	△6,799	△21,342	△10,785	△974	△11,759
2023年12月31日残高	49,614	—	170,983	739,565	9,231	748,795

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、同項後段の規定により、IFRSにより要請される記載及び注記の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の数 140社

主要会社名：(株)ヨコハマタイヤジャパン、横浜ゴムMBジャパン(株)、Yokohama Tire Corporation、
ヨコハマ・オフハイウェイタイヤ(株)、Yokohama TWS Holding AB 他

（2）当連結会計年度の連結子会社の変動は、次の通りであります。

（増加） 43社

（新規取得）

Yokohama TWS Holding AB(他 Y-TWS関連会社 42社)

（減少） 12社

（合併による減少）

Yokohama Denmark A/S

株式会社ヨコハマタイヤサービス東北

ヨコハマタイヤリテール青森株式会社

株式会社ヨコハマタイヤサービス北海道 他8社

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

① デリバティブ以外の金融資産

（i）当初認識及び測定

営業債権及びその他の債権を、これらの発生日に当初認識しております。その他のすべての金融資産は、当社グループが当該金融資産の契約当事者となった取引日に当初認識しております。すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類される場合を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で当初測定しております。金融資産は償却原価で測定される金融資産と、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類し、当初認識時にその分類を決定しております。金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- ・ 契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

償却原価で測定される金融資産以外の金融商品は公正価値で測定される金融資産に分類しております。公正価値で測定される資本性金融資産は、その他の包括利益を通じて認識することを選択する場合には、そ

の指定を行い、取消不能なものとして継続的に適用しております。

公正価値で測定される負債性金融資産は、以下の要件を満たす場合にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類し、満たさない場合は純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

(ii) 事後測定

償却原価で測定される金融資産は、実効金利法による償却原価により測定しております。

公正価値で測定される資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したもののについては、公正価値の変動額をその他の包括利益として認識しており、当該金融資産の認識の中止が行われる場合、又は公正価値が著しく下落した場合、過去に認識したその他の包括利益は利益剰余金に直接振り替えております。

また、公正価値で測定される負債性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると分類したもののについては、公正価値の変動額を、減損利得又は減損損失及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止が行われるまで、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、過去に認識したその他の包括利益は純損益に振り替えております。

なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産からの配当金については、金融収益として認識しております。

(iii) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産に係る減損については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に基づいて当社グループが受け取るべき契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額を当初の実効金利で割り引いております。各期末日において、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しており、当該信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。また、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。但し、営業債権等については、常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が発生した場合は、貸倒引当金の戻入額を純損益で認識しております。

金融商品の予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積もっております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、期末日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏づけ可能な情報

(iv) 認識の中止

金融資産からのキャッシュ・フローを受領する権利が消滅する場合、又は金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値が実質的に移転する場合に、金融資産の認識を中止しております。

② デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスクや金利リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定し、その後も公正価値で事

後測定しております。デリバティブの公正価値の変動額についての会計処理は、適格なヘッジ手段に指定される場合はヘッジ目的とヘッジ指定により決定され、適格なヘッジ手段に指定されない場合のデリバティブの公正価値の変動は純損益として認識しております。

(i) ヘッジ会計の適格要件

当社グループは、ヘッジの開始時点において、ヘッジ手段とヘッジ対象との関係、並びにこれらのヘッジ取引の実施についてのリスク管理目的及び戦略について文書化しております。また、ヘッジの開始時及びヘッジ期間中に、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的關係があること、信用リスクの影響が経済的關係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと、並びにヘッジ関係のヘッジ比率が実際にヘッジしているヘッジ対象及びヘッジ手段の数量から生じる比率と同じであることを満たすことを継続的に評価しております。

(ii) ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブ取引の会計処理

・公正価値ヘッジ

ヘッジ手段に係るデリバティブの公正価値の変動額は、純損益として認識しております。ヘッジ対象に係る公正価値の変動額はヘッジ対象の帳簿価額を修正し、純損益として認識しております。

・キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に関する公正価値の変動額のうち、ヘッジ有効部分はその他の包括利益として認識し、ヘッジ有効部分以外は純損益として認識しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジの残高は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に影響を及ぼす期間と同一期間において、連結包括利益計算書においてその他の包括利益から控除し、ヘッジ対象と同一の項目で純損益に振り替えております。

ヘッジがヘッジ会計の有効性を満たさなくなった場合、ヘッジ指定が取り消された場合、又はヘッジ手段が消滅、売却、終了、又は行使された場合には、ヘッジ会計の適用を中止しております。

(iii) ヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブ取引の会計処理

ヘッジ目的で保有しているデリバティブのうちヘッジ会計の要件を満たしていないものについて、これらのデリバティブの公正価値の変動はすべて即時に純損益で認識しております。

③ 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうちいずれか低い額により測定しております。原価の算定に当たっては主として加重平均法を使用しております。

(2) 有形固定資産、のれん及び無形資産、リースの評価基準、評価方法並びに減価償却又は償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。取得原価には、当該資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用及び適格資産の取得、建設又は生産に直接起因する借入費用が含まれております。

有形固定資産の取得後に発生した支出については、当該支出に関連する将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、当該支出が信頼性をもって測定できる場合に限り、資産として認識しております。

有形固定資産を当初認識時に取得原価で認識しており、測定に原価モデルを採用しております。

減価償却については、見積耐用年数にわたり、定額法を採用しております。

主要な有形固定資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5年～50年

機械装置及び運搬具並びに工具、器具及び備品 2年～10年

資産の減価償却方法、残存価額及び見積耐用年数は各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

処分により発生する利得及び損失は、処分金額と当該資産の帳簿価額との差額により算出され、純損益に含めております。

② のれん及び無形資産

(i) のれん

のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した金額で表示しております。のれんは償却を行わず、減損テストを実施しております。減損については「(3) 非金融資産の減損」に記載をしております。

(ii) その他の無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しており、企業結合で取得した無形資産は取得日現在における公正価値で測定しております。無形資産の認識後の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。耐用年数を確定できる無形資産については、それぞれ見積耐用年数にわたって、定額法で償却しております。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりです。

顧客関係資産 11～13年

ソフトウェア 主として5年

資産の償却方法、残存価額及び見積耐用年数は期末日に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

③ リース

使用権資産は、リース期間にわたり定期的に、減価償却を行っております。

リース料は、リース負債残高に対して一定の利率となるように、金融費用とリース負債残高の返済部分とに配分しております。金融費用は連結損益計算書上、使用権資産に係る減価償却費と区別して表示しております。

契約がリースであるか否か、又は契約にリースが含まれているか否かについては、法的にはリースの形態をとらないものであっても、契約の実質に基づき判断しております。

なお、リース期間が12ヶ月以内に終了するリース及び原資産が少額であるリースについて、当該リースに関連したリース料を、リース期間にわたり定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

(3) 非金融資産の減損

各資産について減損の兆候の有無の判定を行い、ある事象や状況の変化によりその帳簿価額が回収不可能であるような兆候がある場合、減損テストを実施しております。耐用年数を確定できない無形資産及びのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年その資産の属する資金生成単位ごとに回収可能価額を見積り、減損テストを実施しております。

減損テストは、資産又は資金生成単位ごとに回収可能価額を見積もり、帳簿価額と比較することによって行っております。減損テストを実施する際には、個々の資産は、そのキャッシュ・フローが相互に独立して識別可能な最小単位でグループ分けしております。のれんについては、企業結合のシナジーによる便益を得ることが期待される各資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しております。回収可能価額とは、資産の売却費用控除後の公正価値と、使用価値のいずれか高い金額にしております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産の固有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割り引いております。

のれんを除く、過去に減損を認識した有形固定資産及び無形資産については、期末日において減損が戻り入れとなる可能性について評価を行っております。

(4) 重要な引当金の計上基準

当社グループは、過去の事象の結果として現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が生じる可能性が高く、その債務の金額について信頼性をもって見積もることができる場合に引当金を計上しております。引当金は、貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該債務に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。

(5) 収益

当社グループでは、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：別個の履行義務へ取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に、収益を認識する。

当社グループは、タイヤ、MB及びその他の事業を有する製造業であり、タイヤ事業を中心に複数のビジネスを行っております。これらのビジネスでは、当社グループ自体が顧客との契約主体としております。

タイヤ、MBいずれの事業においても、主要な顧客である自動車メーカー、小売業者、その他の事業者に対して計上される収益の履行義務は、当社グループの製品が顧客へ納品された時点で充足されるものであり、この時点で収益を計上しております。これは当社グループの製品が納品された時点で、顧客は自己の意思で製品を使用、売却することができるようになり、そこから生じる便益を得ることができることから、製品の支配が移転したと考えられるためです。

顧客への納品後、主として6ヶ月以内に支払いを受けているため、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

当社グループは、タイヤ、MBいずれの事業においても、各顧客との取引開始時点で製品の取引価格を決定しております。取引には数か月から1年までの一定期間の取引数量等に応じた割戻しや販売手数料を支給するものがあり、これらの変動対価の金額は契約条件等に基づき見積もり取引価格を調整しており、この調整に係る返金負債は、「その他の金融負債」に含まれております。顧客に支払う変動対価の金額は合理的に見積り可能であることから、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じることはなく、変動対価の見積りが制限されることはない判断しております。

タイヤ、MBいずれの事業においても、製品保証は、販売時に存在していた欠陥を修理する以上のサービスを提供する等のサービス型の製品保証は提供していないため、製品保証を独立した履行義務として区別せず、取引価格の一部を製品保証に配分しておりません。

タイヤ事業において、主として日本で販売する冬季用タイヤ製品は、冬から春にかけて返品を受けるなど収益の戻入れが生じるため、将来、返品が見込まれる部分を見積もって収益を減額し、返品される製品を回収する権利について返品資産を認識し「その他の流動資産」に計上しております。

(6) 従業員給付

① 短期従業員給付

短期従業員給付は、割引計算をせず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しております。賞与及び年次有給休暇などの短期従業員給付については、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を有し、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる金額を負債として認識しております。

② 退職後給付

当社グループは確定拠出制度及び確定給付制度を有しております。

(i) 確定拠出制度

確定拠出制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払については法的又は推定的債務を負わないため、確定拠出制度に支払うべき拠出額を、従業員が関連する勤務を提供した期間に費用として認識しております。

(ii) 確定給付制度

確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を使用して制度ごとに個別に算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の利回りに基づき算定しております。

確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した金額を、負債又は資産として認識しております。

勤務費用、過去勤務費用及び確定給付負債(資産)の純額に係る利息費用は純損益として認識しております。確定給付制度に係る負債又は資産の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識した後、直ちに利益剰余金に振り替えております。

③ その他の長期従業員給付

退職給付以外の長期従業員給付は、従業員が過年度及び当年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を現在価値に割り引いて算定しております。

(7) 外貨換算

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における直物為替レートにより当社及び子会社の各機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算し、当該換算及び決済により生じる換算差額は純損益として認識しております。但し、発生する換算差額がその他の包括利益で認識される資産及び負債に関しては、それらから生じる換算差額はその他の包括利益として認識し、その累計額はその他の資本の構成要素に認識しております。

② 在外営業活動体の換算

在外営業活動体の資産及び負債は期末日の為替レートにより、収益及び費用は連結会計期間中の為替レートが著しく変動していない限り、期中平均為替レートにより円換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算により発生する換算差額は、その他の包括利益として認識し、その累計額はその他の資本の構成要素に認識しております。

5. 重要な会計上の判断、見積り及び仮定

当社グループは、当連結会計年度連結計算書類の作成において、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、会計上の見積り及び仮定を用いております。見積り及び仮定は、過去の実績や状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づく経営者の判断に基づいております。実際の結果は、その性質上、これらの見積り及び仮定と異なる場合があります。

なお、これらの見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。これらの見直しによる影響は、見積りを見直した期間及びその影響を受ける将来の期間において認識されます。

現下のウクライナ情勢及びパレスチナ問題に関しましては、未だ収束時期は不透明なものの、当社グループの経営環境に重大な影響はないものと仮定しております。

しかしながら、見積りに用いた上記の仮定は不確定要素が多く、経営環境への影響が変化した場合には、その見積り及び仮定に影響を及ぼす可能性があります。

連結計算書類に重要な影響を与える可能性のある会計上の見積り及び仮定に関する情報は以下のとおりです。

・棚卸資産の評価

棚卸資産は、取得原価で測定しておりますが、期末日における正味実現価値が取得価額より下落している場合には、当該正味実現可能価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価を認識しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積販売価格から完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除して算定しております。

当該見積りは、将来の不確実な市場環境の変動等に影響を受ける可能性があり、正味実現可能価額が著しく下落した場合には、損失が発生する可能性があります。当連結会計年度の連結計算書類に計上した棚卸資産の金額は、249,721百万円です。

・非金融資産の減損

有形固定資産、無形資産及びのれんにつきましては、注記「(3) 非金融資産の減損」に従って減損テストを実施しております。

回収可能価額の査定においては、将来キャッシュフロー、割引率等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の経済条件や事業計画によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。当連結会計年度の連結計算書類に計上した、有形固定資産、無形資産及びのれんは、それぞれ、492,796百万円、73,013百万円及び275,830百万円です。

・偶発債務

偶発事象は、報告日におけるすべての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性及び金額的影響を考慮した上で、将来の事業に重要な影響を及ぼしうる項目がある場合には、開示しております。

当社及び当社グループ会社が事業展開する中で、日本及び海外諸地域において、政府機関等による調査を受けること、係争事案へ発展すること等があります。

当連結会計年度末においても、新興国において税制の解釈や適用をめぐる税務当局による税務調査の実施、更正通知の発行、また訴訟及び和解交渉等で未解決の事案がありますが、法律及び税務の専門家と相談の上で、こうした偶発債務が重要な結果を引き起こす可能性を予測し、将来の経済的便益を有する資源流出が生じる可能性が高く、かつ、その金額について信頼性をもって見積ることができる場合に債務を計上しております。

債務の計上は現時点において入手可能な情報に基づいておりますが、見積り特有の不確実性があるため、今後新たな事実が判明した場合等には追加の債務が発生する可能性があります。

・繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、事業計画に基づき課税所得の発生時期及び金額を見積もっております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の経済条件や事業計画等の変化によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要になった場合、連結計算書類に影響を与える可能性があります。当連結会計年度の連結計算書類に計上した繰延税金資産の金額は、9,141百万円です。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金	
営業債権及びその他の債権	3,878百万円
その他の金融資産（非流動資産）	163百万円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(単位：百万円)

種 類	期末帳簿価額
現金及び現金同等物	8,008
営業債権及びその他債権	2,974
棚卸資産	2,947
その他流動資産	453
有形固定資産	434

内 容	期末帳簿価額
短期借入金	100

3. 有形固定資産の減価償却累計額	691,953百万円
-------------------	------------

4. 財務制限条項

当社は、2016年6月30日付で取引銀行によるシンジケートローン契約（契約総額720百万USドル及び54,240百万円）を締結しております。

この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ・2016年12月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額を前年同期比一定の水準以上に維持すること。
- ・2016年12月期決算以降、当社の連結損益計算書の営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。

当社は、2023年6月28日付で取引銀行によるシンジケートローン契約（契約総額214,700百万円）および2023年6月30日付で(株)国際協力銀行とのローン契約（契約総額100,000百万円）を締結しております。

この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ・2023年12月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額を前年同期比一定の水準以上に維持すること。
- ・2023年12月期決算以降、当社の連結損益計算書の営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。

当社の子会社であるATC Tires AP Private Ltd.は、2020年10月21日付で取引銀行によるシンジケートローン契約（契約総額52百万USドル）を締結しております。

この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ・2025年3月末以降、ATC Tires AP Pvt. Ltd.の貸借対照表において債務超過とならないようにすること。

当社の子会社であるATC Tires AP Private Ltd.は、2021年8月16日付で取引銀行と借入契約（契約総額96百万USドル）を締結しております。

この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ・2025年3月末以降、ATC Tires AP Pvt. Ltd.の貸借対照表において債務超過とならないようにすること。

連結損益計算書に関する注記

1. 非金融資産の減損

非金融資産は、概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小の資金生成単位でグルーピングを行っており、当連結会計年度において以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

用途	セグメント	種類	金額
事業用資産	タイヤ事業	機械装置	3
		工器具備品	1
		ソフトウェア	1
		建設仮勘定	1
		小計	6
	MB事業	建物	509
		機械装置	1,563
		車両運搬具	7
		工器具備品	210
		ソフトウェア	1
		小計	2,290
合計			2,296

2. その他の収益

その他の収益の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	金額
固定資産売却益	1,268
事業譲渡に係る売却益(注)	3,316
その他	2,975

(注) 当連結会計年度において、売却目的で保有する資産に分類した、タイヤセグメントに含まれる当社の連結子会社であるFriend Tire Company (米国ミズーリ州) に係る主な資産及び資産に直接関連する負債をSouthern Tire Martに譲渡したことによるものです。

3. その他の費用

その他の費用の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	金額
固定資産除売却損	1,280
減損損失(注)	2,296
その他	2,758

(注) 当連結会計年度において、主にMB事業における事業計画の見直しに伴い、回収可能性が認められなくなった固定資産について、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として連結損益計算書の「その他の費用」に2,290百万円計上しております。

4. 金融収益及び金融費用

金融収益及び金融費用の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	金額
金融収益	
受取利息	1,986
受取配当金	3,258
為替差益	6,920
デリバティブ評価益	376
その他	225
金融費用	
支払利息	6,300
その他	839

連結持分変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式数				
普通株式	169,549	-	-	169,549
自己株式				
普通株式(注)	8,851	1	51	8,801

(注1) 増加株式数の内訳は、単元未満株式の買い取り請求による増加1千株であります。

(注2) 減少株式数の内訳は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少51千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年3月30日 定時株主総会	普通株式	5,303	利益剰余金	33	2022年12月31日	2023年3月31日
2023年8月10日 取締役会	普通株式	5,465	利益剰余金	34	2023年6月30日	2023年8月31日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月28日 定時株主総会	普通株式	8,037	利益剰余金	50	2023年12月31日	2024年3月29日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 資本管理

当社グループの資本管理は、当社グループの持続的な成長や企業価値増大を実現するため、本業発展に十分な資金を確保できるよう資本効率の向上を目指しております。

資本管理に関連する指標として、自己資本比率、ROE(親会社所有者帰属持分当期純利益率)を管理対象としております。

(2) 財務リスク管理の基本方針

当社グループは、事業活動を行う過程において財務上のリスクに晒されており、当該リスクを回避又は軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。

また、デリバティブ取引は実需の範囲で行うこととし、投機的な取引は行わない方針であります。

(3) 信用リスク

① 信用リスク管理及び信用リスクに対する最大エクスポージャー

当社グループが保有する売掛金や受取手形といった営業債権は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに対しては、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社

の債権管理基準に準じて、同様の管理を行っております。

なお、当社グループでは特定の相手先に対する過度に集中した信用リスクはありません。

金融資産の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、連結財政状態計算書に表示している金融資産の減損後の帳簿価額であります。

② 信用リスク管理実務

当社グループは、償却原価で測定する金融資産に分類した金融資産に対して貸倒引当金を計上しております。貸倒引当金の認識・測定にあたっては、金融資産に関する信用リスクの著しい増加の有無及び信用減損の有無によって金融資産をステージに分類しております。

ステージ1：信用リスクの著しい増加が見受けられない

ステージ2：信用リスクの著しい増加が見受けられるが、信用減損は見受けられない

ステージ3：信用リスクの著しい増加、信用減損がともに顕在化している

なお、信用リスクの著しい増加とは、当初認識時と比較して、期末日に債務不履行発生リスクが著しく増大していることをいいます。当社グループにおいて、利息もしくは元本の支払いについて、原則として30日超の延滞の事実、債務者の属する業界の景気動向等を加味し、債務者の弁済能力が将来において変化する可能性を踏まえて、信用リスクの著しい増加の有無を判断しております。

また、当社グループにおいては、発行者又は債務者の重大な財政的困難、利息もしくは元本の支払について、延滞などが生じた場合に債務不履行が生じていると判断しております。

債務不履行に該当した場合には信用減損の客観的な証拠が存在すると判断し、信用減損金融資産に分類しております。

上記のステージに関わらず、法的に債権が消滅する場合等、金融資産の全部又は一部について回収できないと合理的に判断される場合には、当該金融資産の帳簿価額を直接償却しております。

貸倒引当金の見積りにあたっては、営業債権の予想信用損失を集合的ベースで測定しており、各社ごとに独自グループ又はサブグループを設定しております。

12か月及び全期間の予想信用損失の測定にあたっては、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、期末日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を用いております。

なお、予想信用損失を集合的ベースで測定する際、過去における債務不履行の実績率を用いることがあります。

(4) 流動性リスク

当社グループは、主に銀行借入や社債発行により資金の調達を行っております。そのため、当社グループは資金調達環境の悪化等により支払期日に債務の履行が困難になる流動性リスクに晒されております。

当社グループは、当社の各部署及び主要な連結子会社からの報告に基づき、財務部門が適時に資金計画を作成・更新するとともに、常に経営環境をモニターし、状況に応じた手元流動性を維持、確保することにより、流動性を管理しております。

(5) 為替リスク

当社グループは、グローバルに事業を展開していることから外貨建の取引を行っており、これにより生じる外貨建債権債務は為替相場の変動リスクに晒されております。

当社グループの為替リスクは、主に米ドル、ユーロの為替相場の変動により発生します。当社及び一部の連結子会社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替変動リスクに対し、一部先物為替予約取引及び通貨オプション取引を利用してヘッジしております。

(6) 金利リスク

当社グループの有利子負債のうち、一部は変動金利によるものであり、金利変動リスクに晒されております。

そのため当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

(7) 株価変動リスク

当社グループは、業務上の関係を有する企業の上場株式を営業基盤の強化等の目的で保有しており、資本性金融商品の株価変動リスクに晒されております。

これらの資本性金融商品は、定期的に株価や発行体の財務状況を把握し、取引先との状況を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

2. 金融商品の帳簿価額及び公正価値

(1) 金融商品の帳簿価額及び公正価値は、以下のとおりであります。

なお、社債及び長期借入金以外の金融資産及び金融負債の公正価値は帳簿価額と近似しているため、含めておりません。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
長期借入金 (注)	383,318	376,521
社債 (注)	39,847	38,051

(注) 1年以内に返済又は償還予定の残高を含んでおります。

長期借入金及び社債の公正価値は、一定の期間ごとに区分した債務毎に、債務額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いて算定する方法によっております。

(2) 金融商品の公正価値ヒエラルキー

当初認識後に経常的に公正価値で測定する金融商品は、測定に使用したインプットの観察可能性及び重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーを以下の3つのレベルに分類しております。

公正価値のヒエラルキーは以下のように定義しております。

レベル1：活発な市場における公表価格により測定した公正価値

レベル2：レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3：観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値

公正価値の測定に複数のインプットを使用している場合には、その公正価値の測定の全体において重要な最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しております。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各四半期の期首時点で発生したものとして認識しております。

なお、当連結会計年度において、レベル1とレベル2及びレベル3の間における振替はありません。

経常的に公正価値で測定している金融商品は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する 非デリバティブ金融資産				
その他	-	170	-	170
その他の包括利益を通じて公正価値で 測定する非デリバティブ金融資産				
株式	78,703	-	16,144	94,847
その他	-	-	1,035	1,035
デリバティブ資産	-	7,333	-	7,333
合計	78,703	7,503	17,179	103,385
金融負債				
デリバティブ負債	-	385	-	385
合計	-	385	-	385

株式のうち活発な市場が存在する銘柄の公正価値は、市場価格に基づいて算定しているため、レベル1に分類しております。また、活発な市場が存在しない銘柄のうち、公正価値を重要な観察不能なインプットを用いて、類似会社比較法等で算定した金額で測定した銘柄についてレベル3に分類しております。

デリバティブ資産及びデリバティブ負債のうち為替予約、金利スワップ等の公正価値は、活発な市場で取引されていないため、入手可能な範囲で観察可能な市場データを最大限に利用し、企業独自の見積りには可能な限り依存しておりません。すべての重要なインプットが観察可能な場合には、レベル2に分類しております。

レベル3に分類した非デリバティブ金融資産の公正価値評価に際しては、類似会社比較法における株価純資産倍率を採用しております。

当社グループで定めた公正価値測定の評価方針及び手続に従い、財務部門が対象となる金融商品の評価方法を決定し、公正価値を測定しております。

また、公正価値の測定結果については適切な責任者が承認しております。

レベル3に分類された経常的に公正価値で測定する金融商品の増減は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

期首残高	13,752
利得及び損失合計	
その他の包括利益(注)	2,013
購入	-
売却	△41
企業結合による取得	873
その他	581
期末残高	17,179

(注) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであり、「その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動」に含まれております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 4,600円78銭 |
| 2. 基本的1株当たり当期利益 | 419円32銭 |

収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社グループの事業セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、製品・サービス別の事業部を置き、各事業部は取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の総合的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

(単位：百万円)

	タイヤ	M B	その他	合計
地域別				
日本	217,165	55,151	6,512	278,828
北米	285,872	23,038	65	308,975
アジア	126,514	13,969	2,008	142,491
欧州	180,413	3,254	—	183,667
その他	64,898	6,473	—	71,371
合計	874,863	101,885	8,585	985,333

(注) 売上収益は顧客の所在地を基礎とし、セグメント間の内部取引控除後の金額を表示しております。

なお、北米は主に米国(289,004百万円)であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、会計方針に関する事項「(5) 収益」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当期及び翌期以降の収益を理解するための情報

① 契約残高

当社グループの契約残高は、顧客との契約から生じた債権(「営業債権及びその他の債権」に含まれる受取手形及び売掛金)及び契約負債(前受金)があります。

なお、前連結会計年度及び当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。当社グループはIFRS第15号第121項の実務上の便法を適用し、当初の予想残存期間が1年以内の残存履行義務に関する情報は開示しておりません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(4) 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

当社グループにおいては、資産として認識しなければならない、契約を獲得するための増分コスト及び履行に係るコストはありません。

その他の注記

(企業結合等関係)

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	Trelleborg Wheel Systems Holding AB
事業の内容	農機機械・産業車両用タイヤの製造販売

② 企業結合を行った主な理由等

(株式取得による会社の買収)

当社は、2022年3月25日付でTrelleborg ABと締結しましたTrelleborg Wheel Systems Holding ABの株式譲渡契約について、2023年4月までに競争法に基づく事前承認が必要となる各国・地域での承認の取得を含む取引実行の前提条件が全て充足又は放棄されたことにより、2023年5月2日に全株式の取得を完了し、Trelleborg Wheel Systems Holding ABを完全子会社としました。

(株式の取得の理由)

現在、当社グループは、2021年から2023年までの3カ年計画として、中期経営計画「Yokohama Transformation 2023 (YX2023)」の取り組みを2021年度より開始しております。

現在のタイヤ市場において、生産財は市場の半分を占める一方、当社のタイヤ消費財とタイヤ生産財の構成比は2：1となっており、事業の安定性と収益拡大を図るためには、タイヤ生産財の中でも収益力の高いOHT事業の成長が、当社において重要な課題となっております。

今回の買収により、生産財タイヤ事業をいっそう拡大させ、グローバル展開を加速させていきます。

③ 取得日

2023年5月2日

④ 取得した議決権付資本持分の比率

100%

⑤ 被取得企業の支配の獲得方法

現金を対価とする株式取得

⑥ 報告セグメント

「タイヤ」

(2) 取得対価及びその内訳

(単位：百万円)

	金額
支払現金	347,939
取得対価の合計	347,939

株式の取得価額については、株式譲渡契約記載の企業価値及び業績連動型のアーンアウト方式による追加代金、価格調整条項に基づく価格調整分の合計額を記載しております。

(3) 取得関連費用

当連結会計年度において、企業結合に係る取得関連費用1,933百万円を「販売費及び一般管理費」に計上しております。

(4) 取得日における取得資産、引受負債の公正価値及びのれん

(単位：百万円)

	金額
流動資産	
現金及び現金同等物	27,981
営業債権及びその他の債権	32,305
棚卸資産	53,126
その他	10,169
非流動資産	
有形固定資産	94,050
無形資産	36,826
その他	2,579
流動負債	42,534
非流動負債	21,511
取得資産及び引受負債（純額）	192,990
のれん	154,949

取得した債権については、回収不能と見積もられる重要なものはありません。無形資産の内容は、顧客関係資産6,366百万円、技術関連資産5,922百万円、商標権23,390百万円になります。のれんは、今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。なお、認識したのれんについて、税務上損金算入を見込んでいる金額に重要なものはありません。

当連結会計年度末において、発生したのれんの金額、企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の金額等については、企業結合日における識別可能資産及び負債の特定を精査中であり、取得価額の配分が完了していないため、暫定的な会計処理を行っております。

また、当連結会計年度末において、期中に実施した取得対価の当初配分額を一部見直しておりますが、見直しの影響額は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(5) 当社グループに与える影響

当該企業結合に係る取得日以降に生じた売上収益及び当期利益はそれぞれ103,740百万円及び6,330百万円であり、また、当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の当連結会計年度の売上収益及び当期利益はそれぞれ162,670百万円及び10,348百万円（プロフォーマ情報）であります。

なお、当該プロフォーマ情報は監査を受けておりません。

(6) 資金調達

当社は、本件買収に係る同社株式の取得資金調達のため、以下のとおり借入を実行しております。

	シンジケートローン契約	JBICローン契約
借入総額	2,147億円	1,000億円
契約締結日	2023年6月28日	2023年6月30日
借入実行日	2023年6月30日	
最終返済日	2033年6月30日	
借入期間	10年	
借入金利	固定金利（主に基準金利にスプレッドを加算した利率）	
アレンジャー	株式会社みずほ銀行	－
参加金融機関	株式会社みずほ銀行、株式会社横浜銀行、農林中央金庫、株式会社三菱UFJ銀行、神奈川県信用農業協同組合連合会、株式会社静岡銀行、三井住友信託銀行株式会社、北海道信用農業協同組合連合会、株式会社百五銀行、三重県信用農業協同組合連合会、株式会社七十七銀行、みずほ信託銀行株式会社、茨城県信用農業協同組合連合会、株式会社常陽銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社青森銀行、株式会社群馬銀行、株式会社八十二銀行、株式会社福岡銀行、株式会社北陸銀行、株式会社武蔵野銀行	株式会社国際協力銀行
担保提供資産の有無	無	

この契約に付された財務制限条項については、連結財政状態計算書に関する注記 4. 財務制限条項に記載しております。

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	百万円	(負 債 の 部)	百万円
流 動 資 産	253,210	流 動 負 債	270,354
現金及び預金	1,003	支 払 手 形	1,335
受 取 手 形	4,895	電 子 記 録 債 務	5,040
売 掛 金	160,005	買 掛 金	46,827
商 品 及 び 製 品	24,296	短 期 借 入 金	120,051
仕 掛 品	5,872	未 払 費 用	18,338
原材料及び貯蔵品	14,963	未 払 法 人 税 等	25,998
そ の 他	42,175	役 員 賞 与 引 当 金	383
固 定 資 産	835,843	関 係 会 社 整 理 損 失 引 当 金	532
有 形 固 定 資 産	104,563	そ の 他	51,850
建 物	31,721	固 定 負 債	372,857
構 築 物	2,719	社 債	40,000
機 械 装 置	35,810	長 期 借 入 金	313,767
車 両 運 搬 具	535	繰 上 税 金 負 債	17,046
工 具 器 具 備 品	4,767	退 職 給 付 引 当 金	388
土 地	17,594	そ の 他	1,657
リ ー ス 資 産	801	負 債 合 計	643,210
建 設 仮 勘 定	10,616	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	11,548	株 主 資 本	405,956
ソ フ ト ウ ェ ア	1,125	資 本 金	38,909
商 標 権	10,410	資 本 剰 余 金	32,230
そ の 他	13	資 本 準 備 金	31,953
投 資 そ の 他 の 資 産	719,732	そ の 他 資 本 剰 余 金	278
投 資 有 価 証 券	76,985	利 益 剰 余 金	346,403
関 係 会 社 株 式	582,360	利 益 準 備 金	8,778
関 係 会 社 出 資 金	36,971	そ の 他 利 益 剰 余 金	337,624
長 期 貸 付 金	14,931	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	15,641
そ の 他	8,582	別 途 積 立 金	43,900
貸 倒 引 当 金	△98	繰 越 利 益 剰 余 金	278,083
資 産 合 計	1,089,053	自 己 株 式	△11,587
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	39,887
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	39,887
		純 資 産 合 計	445,843
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,089,053

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売上高		417,875
売上原価		302,024
売上総利益		115,851
販売費及び一般管理費		61,605
営業利益		54,245
営業外収益		
受取利息及び配当金	26,562	
為替差益	6,482	
デリバティブ評価益	414	
その他	1,152	34,610
営業外費用		
支払利息	2,305	
その他	1,834	4,139
経常利益		84,716
特別利益		
固定資産売却益	928	
投資有価証券売却益	20,753	21,681
特別損失		
固定資産除売却損	193	193
税引前当期純利益		106,204
法人税、住民税及び事業税	29,424	
法人税等調整額	△2,272	27,152
当期純利益		79,052

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
2023年1月1日 残高	38,909	31,953	197	32,150	8,778	14,762	43,900	210,679	278,119
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の積立						1,409		△1,409	-
固定資産圧縮積立金の取崩						△529		529	-
剰余金の配当								△10,768	△10,768
当期純利益								79,052	79,052
自己株式の取得									
自己株式の処分			81	81					
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	81	81	-	879	-	67,404	68,284
2023年12月31日 残高	38,909	31,953	278	32,230	8,778	15,641	43,900	278,083	346,403

科目	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2023年1月1日 残高	△11,650	337,528	41,471	41,471	378,998
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の積立		-			-
固定資産圧縮積立金の取崩		-			-
剰余金の配当		△10,768			△10,768
当期純利益		79,052			79,052
自己株式の取得	△4	△4			△4
自己株式の処分	68	148			148
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)			△1,583	△1,583	△1,583
事業年度中の変動額合計	63	68,428	△1,583	△1,583	66,844
2023年12月31日 残高	△11,587	405,956	39,887	39,887	445,843

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ・子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

- ・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

移動平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産の減価償却の方法は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物

5年～50年

機械装置、車両運搬具並びに工具器具備品

2年～10年

(2) 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

受取手形、売掛金等の債権に対する貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付

算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。

(4) 関係会社整理損失引当金

関係会社の事業の整理に伴う損失に備えるため、関係会社に対する出資金額及び債権金額等を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

金利スワップ

(ヘッジ対象)

円貨建長期借入金、外貨建長期貸付金、外貨建長期借入金

(3) ヘッジ方針

内部規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にしてヘッジの有効性を評価しております。

ただし、特例処理による金利スワップに関してはヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後継続して相場変動等を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

5. 収益

当社では、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：別個の履行義務へ取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に、収益を認識する。

当社は、タイヤ、MB及びその他の事業を有する製造業であり、タイヤ事業を中心に複数のビジネスを行っております。これらのビジネスでは、当社自体が顧客との契約主体としております。

タイヤ、MBいずれの事業においても、主要な顧客である自動車メーカー、小売業者、その他の事業者に対して計上される収益の履行義務は、当社の製品が顧客へ納品された時点で充足されるものであり、この時点で収益を計上しております。これは当社の製品が納品された時点で、顧客は自己の意思で製品を使用、売却することができるようになり、そこから生じる便益を得ることができることから、製品の支配が移転したと考えられるためです。

顧客への納品後、主として6ヶ月以内に支払いを受けているため、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

当社は、タイヤ、MBいずれの事業においても、各顧客との取引開始時点で製品の取引価格を決定しておりま

す。取引には数ヶ月から1年までの一定期間の取引数量等に応じた割戻しや販売手数料を支給するものがあり、これらの変動対価の金額は契約条件等に基づき見積もり取引価格を調整しており、この調整に係る返金負債は「その他」に含まれております。

タイヤ、MBいずれの事業においても、製品保証は、販売時に存在していた欠陥を修理する以上のサービスを提供する等のサービス型の製品保証は提供していないため、製品保証を独立した履行義務として区別せず、取引価格の一部を製品保証に配分しておりません。

表示方法の変更に関する注記

(商標権の表示方法の変更)

商標権の表示は、従来、貸借対照表上の無形固定資産のその他(前事業年度23百万円)に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より商標権(当事業年度10,410百万円)として表示しております。なお、前事業年度の無形固定資産のその他に含まれている商標権は1百万円です。

会計上の見積りに関する注記

計算書類の作成において、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、会計上の見積り及び仮定を用いております。見積り及び仮定は、過去の実績や状況に応じて合理的と考えられる様々な要因に基づく経営者の最善の判断に基づいております。実際の結果は、その性質上、これらの見積り及び仮定と異なる場合があります。

なお、これらの見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。これらの見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した期間及びその影響を受ける将来の期間において認識されます。

現下のウクライナ情勢及びパレスチナ問題に関しましては、未だ収束時期は不透明なものの、当社の経営環境に重大な影響はないものと仮定しております。しかしながら、見積りに用いた上記の仮定は不確定要素が多く、経営環境への影響が変化した場合には、その見積り及び仮定に影響を及ぼす可能性があります。

計算書類に重要な影響を与える可能性のある会計上の見積り及び仮定に関する情報は以下のとおりであります。

1. 棚卸資産の評価

棚卸資産は、取得原価で測定しておりますが、期末日における正味売却価額が取得原価より下落している場合には、当該正味売却価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しております。

また、営業循環過程から外れて滞留する棚卸資産については、将来の需要や市場動向を反映して正味売却価額等を算定しております。市場環境が予測より悪化して正味売却価額が著しく下落した場合には、損失が発生する可能性があります。当事業年度の計算書類に計上した棚卸資産の金額は45,131百万円です。

2. 固定資産の減損

当社は、有形固定資産及び無形固定資産のうち期末日現在で減損している可能性を示す兆候がある資産または資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減損し減損損失を計上しております。

減損損失の認識及び測定にあたり、将来のキャッシュ・フロー、割引率等について仮定を設定しております。これらの仮定については、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度の計算書類に計上した有形固定資産及び無形固定資産の金額はそれぞれ104,563百万円、11,548百万円であり、減損損失の計上はございません。

3. 偶発債務

偶発事象は、報告日におけるすべての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性及び金額の影響を考慮した上で、将来の事業に重要な影響を及ぼしうる項目がある場合には開示しております。

4. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、将来減算一時差異等を使用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、事業計画に基づき課税所得の発生時期及び金額を見積っています。

このような見積りは、経営者による最善の見積りにより行っていますが、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって実際の結果と異なる可能性があります。

当事業年度の計算書類に計上した繰延税金負債の金額は17,046百万円です。(相殺前の繰延税金資産12,357百万円、相殺前の繰延税金負債29,403百万円)

5. 関係会社への投融資評価

市場価格のない関係会社株式及び関係会社出資金の減損処理の要否は、取得価額と実質価額を比較することにより判定されており、実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理を行っております。

また、関係会社貸付金について、融資先の支払い能力を総合的に勘案し、回収不能と見込まれる金額について貸倒引当金を計上しております。市場価格のない関係会社株式及び関係会社出資金の実質価額並びに関係会社貸付金の回収可能性の判定にあたり、関係会社の将来利益計画に基づいて算定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等により将来計画等の見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式及び関係会社出資金の減損処理及び関係会社貸付金に対する貸倒引当金の計上による損失が発生する可能性があります。

当事業年度の計算書類に計上した関係会社短期貸付金及び関係会社長期貸付金の金額はそれぞれ29,502百万円、14,926百万円です。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|----------------------------------|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 352,692百万円 |
| 2. 有形固定資産の圧縮記帳累計額 | |
| 保険差益 | 80百万円 |
| 補助金 | 97百万円 |
| 3. 保証債務 | |
| 関係会社の金融機関からの借入等に対し、債務保証を行っております。 | |

(百万円)

被保証者	保証金額
ATC Tires AP Private Ltd.	22,693
Yokohama TWS Czech Republic a.s.	2,976
Yokohama Corporation of North America	2,411
PT.Yokohama Industrial Products Manufacturing Indonesia	1,544
Yokohama TWS Lanka (Private) Limited	1,176
Yokohama TWS S.p.A	988
Yokohama TWS Serbia doo	349
Yokohama TWS Tyres Lanka (Private) Limited	91
Yokohama India Private Limited	83
Yokohama TWS Australia Pty Ltd	30
Yokohama TWS LK (Private) Limited	10
Yokohama TWS Latvia LSEZ SIA	9
計	32,361

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	167,379百万円
長期金銭債権	14,927百万円
短期金銭債務	101,382百万円

5. 財務制限条項

当社は、2016年6月30日付で取引銀行によるシンジケートローン契約（契約総額720百万USドル及び54,240百万円）を締結しております。

この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ・2016年12月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額を前年同期比一定の水準以上に維持すること。
- ・2016年12月期決算以降、当社の連結損益計算書の営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。

当社は、2023年6月28日付で取引銀行によるシンジケートローン契約（契約総額214,700百万円）および2023年6月30日付で(株)国際協力銀行とのローン契約（契約総額100,000百万円）を締結しております。

この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ・2023年12月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額を前年同期比一定の水準以上に維持すること。
- ・2023年12月期決算以降、当社の連結損益計算書の営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。

6. 期末日満期手形の会計処理については、手形満期日をもって決済処理しております。なお、当期の末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高より除かれております。

受取手形	78百万円
支払手形	255百万円
その他（固定資産購入支払手形）	128百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	338,974百万円
仕入高	125,721百万円
販売費及び一般管理費	12,526百万円
営業取引以外の取引高	
受取利息	1,085百万円
受取配当金	22,629百万円
受取賃貸料	395百万円
支払利息	294百万円
資産購入高	4,579百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当期末株式数 (千株)
普通株式	8,851	1	51	8,801

(注1) 増加株式数の内訳は、単元未満株式の買い取り請求による増加1千株であります。

(注2) 減少株式数の内訳は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少51千株であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払費用	1,019百万円
退職給付引当金	6,560 "
退職給付信託運用収益・組入額	1,919 "
未収入金	698 "
関係会社株式評価損	641 "
関係会社出資金評価損	2,889 "
その他	2,685 "
繰延税金資産小計	16,411百万円
評価性引当額	△4,054 "
繰延税金資産合計	12,357百万円

(繰延税金負債)

退職給付信託設定益	△4,993百万円
退職給付信託設定株式受入差益	△1,107 "
固定資産圧縮積立金	△6,010 "
その他有価証券評価差額金	△17,293 "
その他	△0 "
繰延税金負債合計	△29,403百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△17,046百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円) (注2)	科目	期末残高 (百万円) (注2)
主要株主 (会社等)	日本ゼオン(株)	被所有 直接6%	日本ゼオン (株)社 製品の購入 役員の兼任	原材料の購入 (注1)	2,661	買掛金	6,140

・取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 原材料の購入については、日本ゼオン(株)以外からも複数の見積りを入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。

(注2) 当社株式を2023年3月13日に売却したことにより、関連当事者に該当しないこととなっております。このため、取引金額には関連当事者であった期間の金額、期末残高には関連当事者に該当しなくなった時点の月末(2023年3月末)残高を記載しております。取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円) (注4)	科目	期末残高 (百万円) (注4)
子会社	(株) ヨコハマ タイヤジャパン	所有 直接91%	当社製品の 販売先 役員の兼任 業務委託	製品の売上 (注1)	116,294	売掛金	54,843
				資金の借入 (注3)	2,643	預り金	15,719
	Yokohama Tire Corporation	所有 間接100%	当社製品の 販売先 役員の兼任	製品の売上 (注1)	87,644	売掛金	15,580
	Yokohama Tire Philippines, Inc.	所有 直接100%	当社製品の 製造 役員の兼任	製品の仕入 (注2)	54,709	買掛金	4,553
	Yokohama Corporation of North America	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注3)	7,469	短期 貸付金	19,372
	Yokohama Asia Co., Ltd.	所有 直接100%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (注3)	5,065	短期 借入金	19,645
	Yokohama TWS Czech Republic a.s.	所有 間接100%	資金の借入	資金の借入 (注3)	15,712	短期 借入金	15,712
ATC Tires AP Pvt. Ltd.	所有 間接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注3)	12,689	長期 貸付金	14,679	

・取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- (注2) 価格その他の取引条件は、提示された見積原価、市場実勢価格から算出した価格を基に、価格交渉の上で決定しております。
- (注3) 資金の借入・貸付については、市場金利を勘案して金利を決定しております。
- (注4) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
また、資金の貸付・資金の借入については、前当期の増減額を記載しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 2,773円56銭
2. 1株当たり当期純利益 493円03銭

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

重要な後発事象に関する注記

連結子会社の吸収合併

当社は、2023年11月10日開催の取締役会決議に基づき、2024年1月1日を効力発生日として、当社の完全子会社であるヨコハマゴム・マリン&エアロスペース株式会社を吸収合併しました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称：ヨコハマゴム・マリン&エアロスペース株式会社

事業の内容：航空機・飛翔体・艦船等の部品の販売

(2) 企業結合日

2024年1月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、ヨコハマゴム・マリン&エアロスペース株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

横浜ゴム株式会社

(5) その他の取引に関する事項

ヨコハマゴム・マリン&エアロスペース株式会社は、当社グループの航空機・艦船等に使用する部品等の販売を行ってまいりましたが、事業の一体運営による経営の合理化、業務の効率化を推進するため、吸収合併することといたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行いました。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月26日

横浜ゴム株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 憲一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中村 昌之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松本 雄一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、横浜ゴム株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、横浜ゴム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年2月26日

横浜ゴム株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 憲一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中村 昌之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松本 雄一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、横浜ゴム株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第148期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第148期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、当期の監査の方針・計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月26日

横浜ゴム株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	松尾剛太	Ⓔ
常勤監査等委員	内田寿夫	Ⓔ
社外監査等委員	河野宏和	Ⓔ
社外監査等委員	亀井淳	Ⓔ
社外監査等委員	木村博紀	Ⓔ

(注) 当社は2023年3月30日開催の第147回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2023年1月1日から移行日までの監査につきましては、旧監査役会が実施した監査内容を引き継いで当事業年度の監査報告としています。

以上

株主総会会場ご案内図

〒254-8601

神奈川県平塚市追分2番1号

横浜ゴム株式会社 本社・平塚製造所



(交通機関)

- ・ JR 東海道線「平塚駅」 北口 より 徒歩約 15分
- ・ バスの案内 平塚駅北口7番乗り場、 平塚駅北口2番乗り場 より
神奈川中央交通 「横浜ゴム前」下車

(お願い) お車でのご来場はご遠慮願います。

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。



ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙

FSC® C022915